

真岡市障がい者計画（第3期計画）
真岡市障がい福祉計画（第6期計画）
真岡市障がい児福祉計画（第2期計画）

素案

【令和2年12月時点】

真岡市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の基本理念.....	4
3 計画の法的根拠.....	5
4 計画の対象.....	6
5 計画の期間.....	7
6 計画の位置づけ.....	8
7 計画の策定体制.....	9
第2章 障がい児者を取り巻く現状と課題.....	11
1 本市における障がい者の現状.....	13
2 アンケート調査から見る障がいのある人の現状.....	21
3 障がいのある人を取り巻く課題.....	37
第3章 計画の基本的な考え方.....	39
1 基本目標.....	41
2 施策の体系.....	42
3 障害福祉サービス等の体系.....	43
第4章 真岡市障がい者計画.....	45
基本目標1 とともに生きる社会の実現.....	47
(1) 相互理解の促進.....	47
(2) 差別解消の推進.....	49
(3) 権利擁護の推進.....	50
(4) 行政における配慮の推進.....	52
基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実.....	54
(1) 相談体制の充実.....	54
(2) 地域生活を支えるサービスの充実.....	56
(3) 地域の福祉力の向上.....	58
(4) 地域の保健・医療体制の充実.....	60
基本目標3 障がい児支援の充実.....	62
(1) 切れ目のない支援体制の充実.....	62
(2) 個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進.....	65

基本目標4 社会参加の拡充.....	66
(1) 雇用・就労の促進.....	66
(2) 社会参加の促進.....	69
基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり.....	71
(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進.....	71
(2) 情報提供の充実.....	72
(3) 安心して暮らせる住まいの確保.....	73
(4) 防災・防犯等の推進.....	74
第5章 真岡市障がい福祉計画・真岡市障がい児福祉計画.....	77
1 国における計画の基本的理念.....	79
(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	79
(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等.....	79
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、 就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備.....	79
(4) 地域共生社会の実現に向けた取組.....	80
(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援.....	80
(6) 障がい福祉人材の確保.....	81
(7) 障がい者の社会参加を支える取組.....	81
2 令和5年度の数値目標.....	82
(1) 施設入所から地域生活への移行.....	82
(2) 福祉施設から一般就労への移行.....	83
(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	87
(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	89
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等.....	90
(6) 発達障がい者等に対する支援.....	93
(7) 相談支援体制の充実・強化等.....	94
(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	95
3 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策.....	96
(1) 訪問系サービス.....	96
(2) 日中活動系サービス.....	99
(3) 居住系サービス.....	108
(4) 相談支援サービス.....	111
(5) 自立支援医療.....	112

(6) 補装具.....	113
(7) 障害児通所支援.....	114
(8) 居宅訪問型児童発達支援.....	118
(9) 障害児相談支援.....	119
4 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	121
(1) 理解促進研修・啓発事業.....	121
(2) 自発的活動支援事業.....	121
(3) 相談支援事業.....	121
(4) 成年後見制度利用支援事業.....	122
(5) 成年後見制度法人後見支援事業.....	122
(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）.....	123
(7) 日常生活用具給付事業.....	123
(8) 手話奉仕員養成研修事業.....	125
(9) 移動支援事業.....	125
(10) 地域活動支援センター.....	126
(11) その他の事業.....	127
第6章 計画の推進体制.....	129
1 計画の推進体制.....	131
(1) 市民、関係団体等との連携.....	131
(2) 計画の進行管理.....	131

第 1 章

計画の策定にあたって

1

計画策定の趣旨

障がい児者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は大きく変化しています。

国においては、平成26（2014）年2月から障害者権利条約が効力を生じることとなり、障がいのある人とない人の平等、障害に基づくあらゆる差別の禁止などを約束しています。

また、障害者総合支援法をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法が改正され、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の充実が図られるとともに、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しや、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30（2018）年4月に施行された改正社会福祉法では、「地域共生社会」の考え方が位置づけられ、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障がい者福祉分野のみならず、あらゆる分野との連携・協働を図りながら、地域共生社会の実現という大きな枠組みの中で、障がい者本人による取組である「自助」、地域における住民同士の支え合いである「互助」、自助を支えるための社会連携による障害福祉サービス等である「共助」、市の責任で行う「公助」の視点を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するために、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度の6年間で計画年度とする「真岡市障がい者計画（第3期計画）」及び令和3（2021）年度～令和5（2023）年度の3年間で計画年度とする「真岡市障がい福祉計画（第6期計画）」及び真岡市障がい児福祉計画（第2期計画）」を策定するものです。

2 計画の基本理念

本市の将来ビジョンとなる真岡市総合計画における基本構想では、“「笑顔づくり」～安心と元気アップ!～”を、保健福祉施策の基本的方針として「子育て支援の充実」、「ともに支え合う地域福祉の充実」、「高齢者福祉の充実」、「障がい者の自立と社会参加の支援」、「生活保護と自立支援」、「健康づくりの推進」、「地域医療体制の充実」などを目指すこととしています。

こうした方向を目指すうえで、障がいのある人もない人も、共に支え合う社会づくりを目指す「ノーマライゼーション」の理念のもと、誰もが互いを尊重しながら社会の一員として参加するとともに、障がい者の自己実現の支援にむけ市民と行政が一体となって取り組むことが、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりの実現につながることから、真岡市では本計画の基本理念を次のとおり定めます。

すべての人がともに生きる
やさしさのあるまちづくり

3

計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第 88 条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■障害者基本法

第 11 条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■障害者総合支援法

第 88 条（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業*の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他リハビリテーション*の措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第十一条第三項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第百七条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。（以下省略）

■ 児童福祉法

第 33 条の 20（一部抜粋）市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項（以下省略）

4 計画の対象

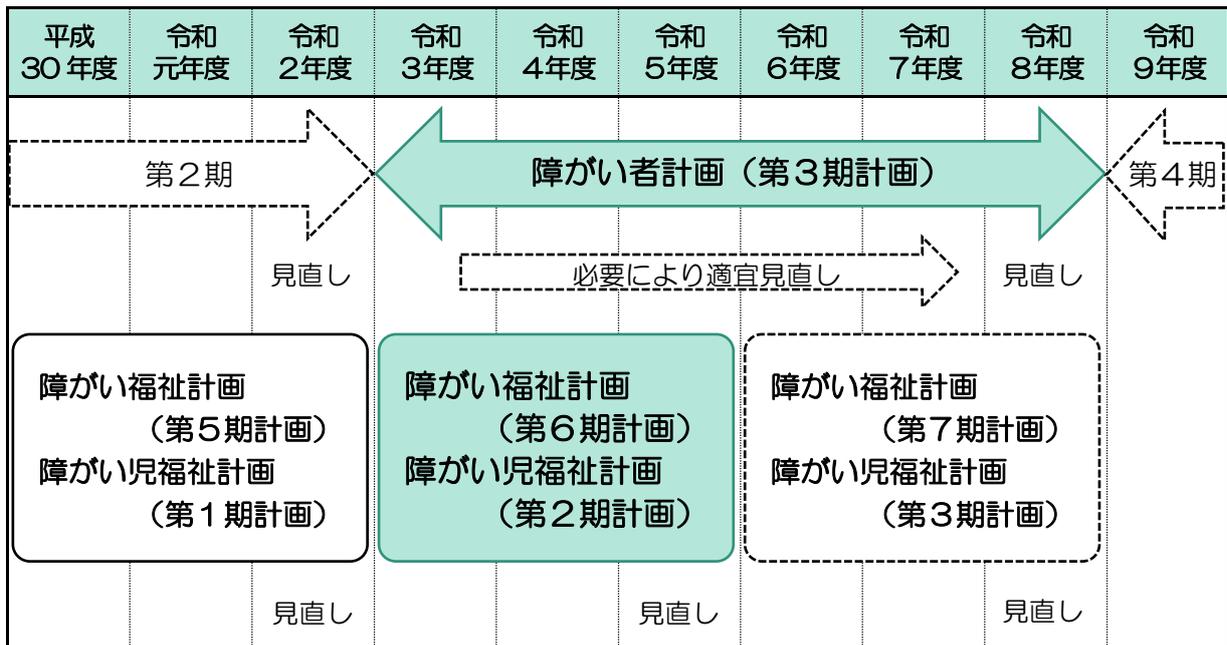
本計画の対象者は、障がいのあるなしに関わらず、すべての市民、事業者、行政、団体とします。

また、本計画の「障がいのある人」の範囲は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病その他の心身の機能に障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

5 計画の期間

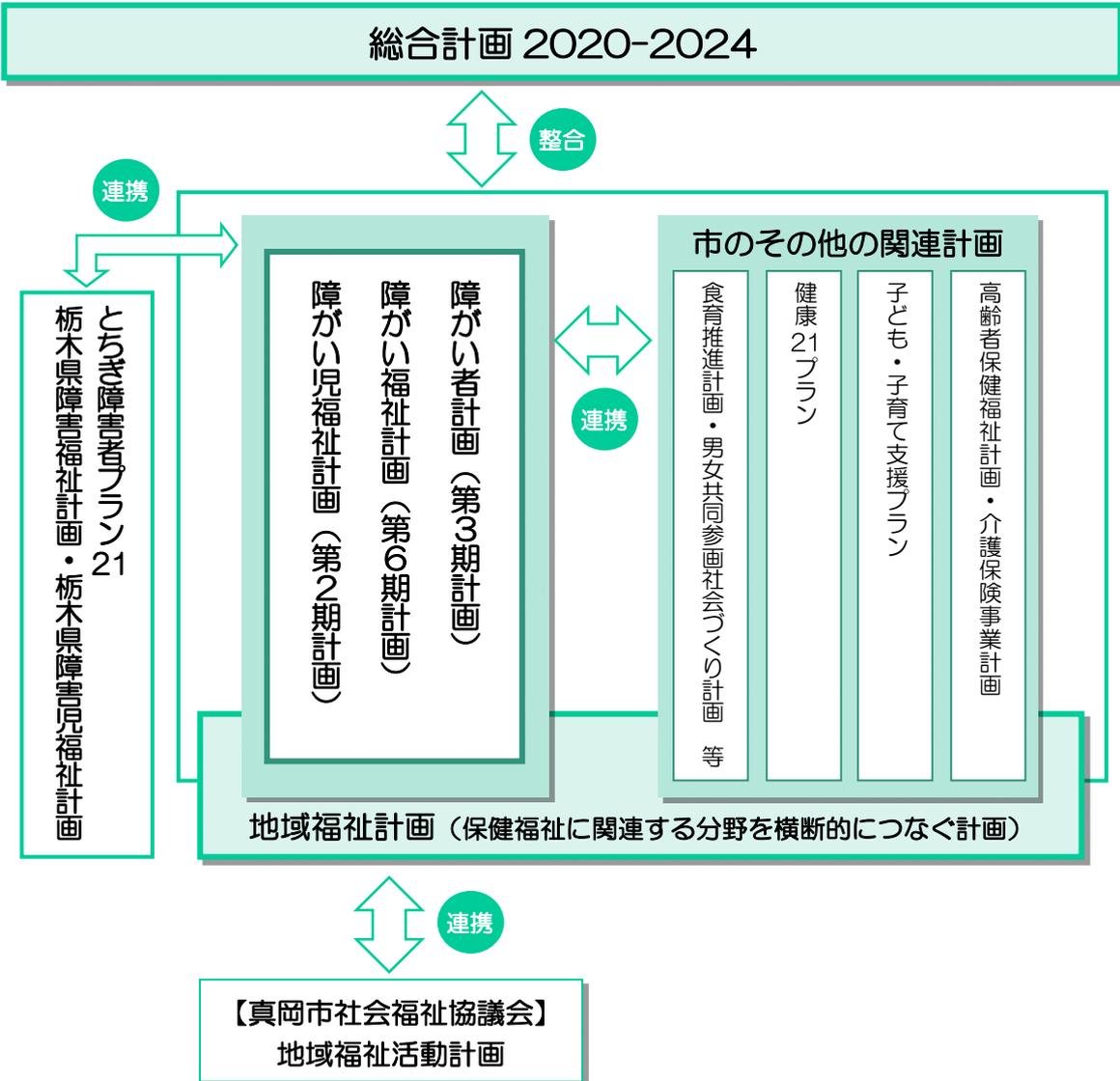
「真岡市障がい者計画（第3期計画）」は、令和3年度から令和8年度までを計画期間とする6か年計画、「真岡市障がい福祉計画（第6期計画）及び真岡市障がい児福祉計画（第2期計画）」は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする3か年計画です。

ただし、計画期間中において、法律や制度改正があった場合には、適宜必要な見直しができるものとします。



6 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「総合計画 2020-2024」をはじめ、関連する計画である「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康21プラン」などと整合性を図るとともに、栃木県の「とちぎ障害者プラン21」、「栃木県障害福祉計画・栃木県障害児福祉計画」等との整合性を図り策定しました。



7

計画の策定体制

(1) 真岡市障がい者計画及び障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定懇談会

本計画の策定にあたっては、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる（障害者総合支援法第88条5項）こととなっていることから、身体・知的・精神の各障がい者団体の代表者、公募による市民の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者からなる「真岡市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定懇談会」を設置し、幅広く意見を聴き策定しました。

(2) 真岡市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会

庁内の関係各部課で構成された「真岡市障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画策定委員会」を設置し、計画を策定するために、各担当部門との連携・調整を行いました。

(3) アンケート調査の実施

障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービスにおける利用状況や利用意向等を把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和2年1月にアンケート調査を実施しました。

(4) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和3年1月8日から令和3年1月29日の期間でパブリックコメントを実施しました。

第 2 章

障がい児者を取り巻く現状と課題

1 本市における障がい者の現状

(1) 人口の推移

本市の総人口及び世帯数は、令和2年4月1日現在、78,874人、30,056世帯で、1世帯あたりの人口は2.62人/世帯となっています。平成27年から総人口は1,716人の減少となっています。

総人口は減少傾向にある一方で、世帯数は平成27年と比較すると1,677世帯の増加で、世帯数の増加に伴い、1世帯あたりの人口は減少傾向となっています。

■人口の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・世帯）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
総人口	80,590	79,422	79,542	79,414	79,324	78,874
男性	40,431	39,878	40,048	40,058	40,033	39,815
女性	40,159	39,544	39,494	39,356	39,291	39,059
世帯数	28,379	28,217	28,756	29,253	29,734	30,056
1世帯あたりの 人口	2.84	2.81	2.77	2.71	2.67	2.62

資料：毎月人口統計調査

(2) 身体障がい者の現状

本市の年齢別身体障害者手帳所持者の推移をみると、令和2年4月1日現在で2,594人、対人口比は3.3%となっています。身体障害者手帳所持者に占める65歳以上の割合は69.5%と、高齢者が約7割を占めています。平成27年以降、増加傾向で推移している状況となっています。

障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況をみると、1級が31.7%で最も高く、次いで4級が23.6%、2級と3級がともに15.1%となっています。

障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移をみると、全体的には肢体不自由の占める割合が多く、1級の重度障がい者は内部障がいが多く、6級の軽度障がい者は聴覚・平衡、肢体不自由が多くなっています。

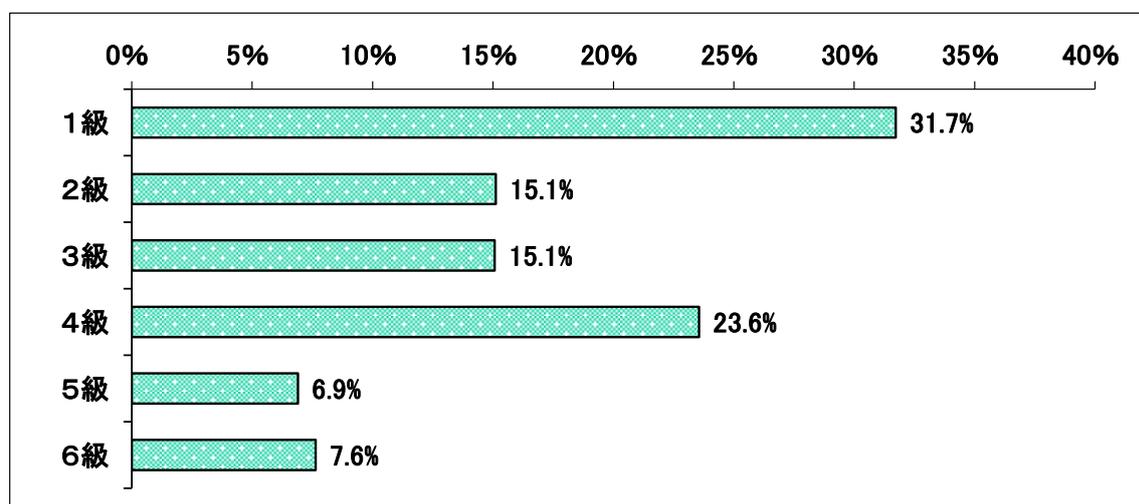
■年齢別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・%）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満 (障がい児)	47	52	47	48	48	42
18歳～64歳	864	855	826	796	758	748
65歳以上 (介護保険対象者)	1,719	1,821	1,774	1,857	1,807	1,804
合計	2,630	2,728	2,647	2,701	2,613	2,594
総人口	80,590	79,422	79,542	79,414	79,324	78,874
対人口比	3.3	3.4	3.3	3.4	3.3	3.3
手帳所持者の 高齢化率	65.4	66.8	67.0	68.8	69.2	69.5

資料：身体障害者手帳統計資料

■障がい等級別身体障害者手帳所持者の状況（令和2年4月1日現在）



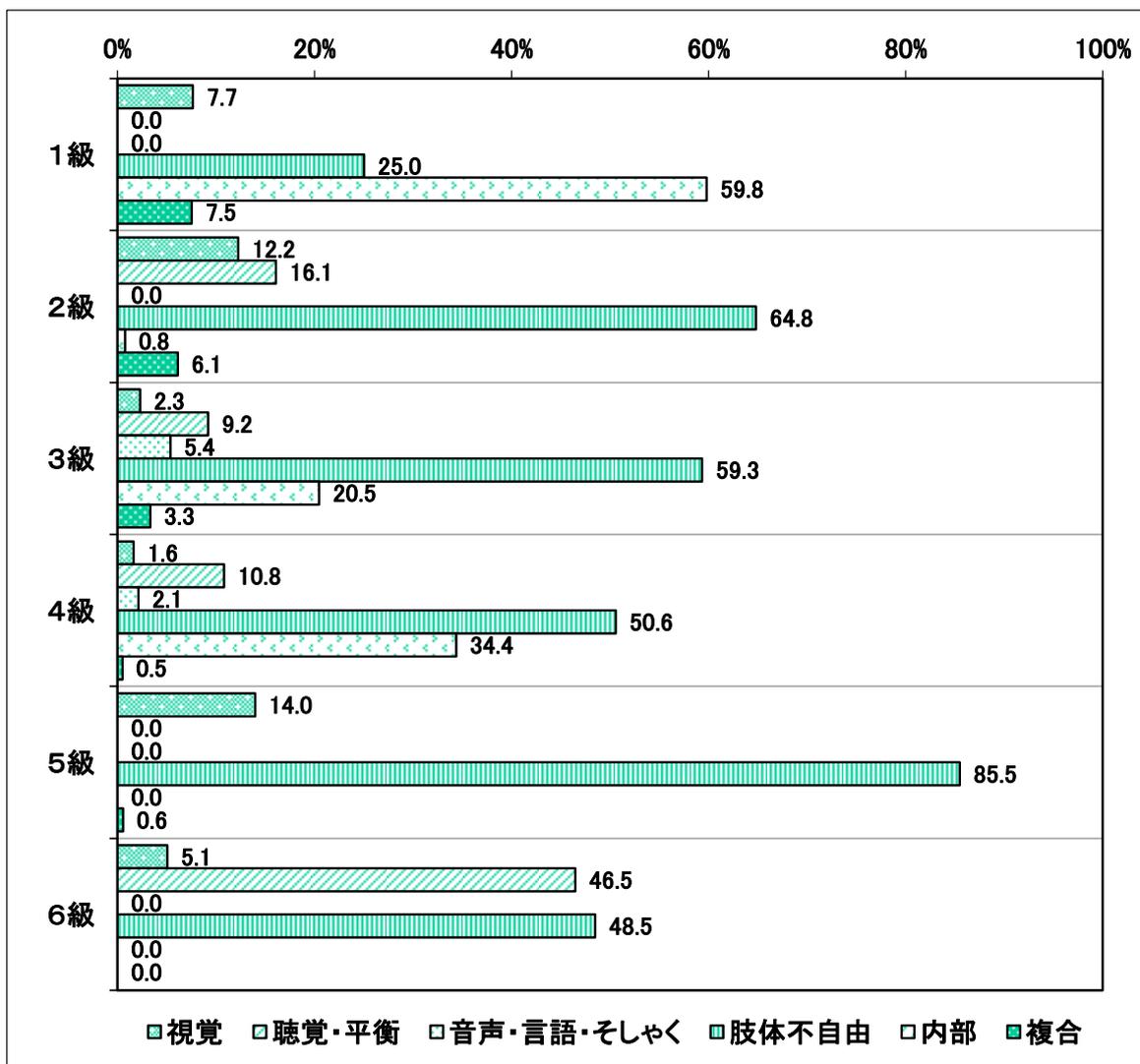
■ 障がい種類別身体障害者手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚	177	174	164	164	165	165
聴覚・平衡	285	284	270	279	261	257
音声・言語・そしゃく	32	37	39	40	38	34
肢体不自由	1,316	1,362	1,318	1,318	1,277	1,250
内部	715	762	752	791	767	785
複合	105	109	104	109	105	103
合計	2,630	2,728	2,647	2,701	2,613	2,594

資料：身体障害者手帳統計資料

■ 障がい等級・障がい種類別身体障害者手帳所持者の状況（令和2年4月1日現在）



(3) 知的障がい者の現状

年齢別療育手帳所持者の推移をみると、令和2年4月1日現在で840人、対人口比は1.1%となっています。平成27年以降、増加傾向で推移しています。

程度別療育手帳所持者の状況をみると、B2（軽度）が34.0%で最も高く、次いでB1（中度）が31.0%、A2（重度）が22.4%となっています。

■年齢別療育手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・%）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満 （障がい児）	187	211	226	229	242	248
18歳～64歳	444	452	460	484	510	534
65歳以上 （介護保険対象者）	44	44	50	55	55	58
合計	675	707	736	768	807	840
総人口	80,590	79,422	79,542	79,414	79,324	78,874
対人口比	0.8	0.9	0.9	1.0	1.0	1.1
手帳所持者の 高齢化率	6.5	6.2	6.8	7.2	6.8	6.9

資料：療育手帳交付者台帳

■程度別・年齢別療育手帳所持者の状況（令和2年4月1日現在）

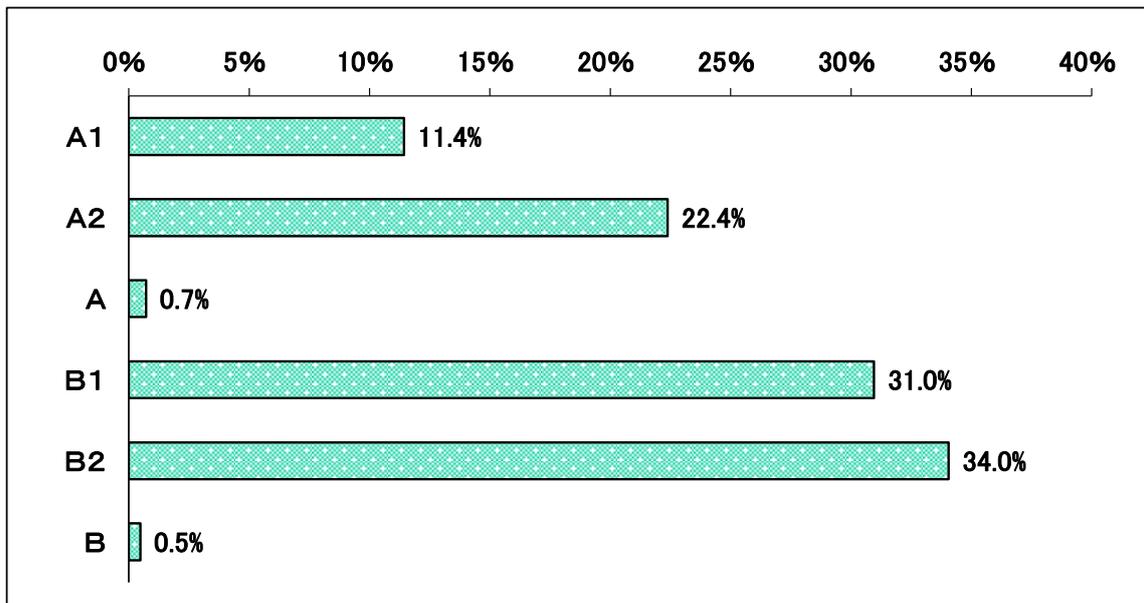
（単位：人）

区分	A1 （最重度）	A2 （重度）	A	B1 （中度）	B2 （軽度）	B	合計
18歳未満 （障がい児）	22	34	0	52	140	0	248
18歳～64歳	71	125	3	192	141	2	534
65歳以上 （介護保険対象者）	3	29	3	16	5	2	58
合計	96	188	6	260	286	4	840

資料：療育手帳交付者台帳

（注）区分A・Bは、昭和52年度以前に判定を受けた手帳所持者

■ 程度別療育手帳所持者の状況（令和2年4月1日現在）



(4) 精神障がい者の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者・医療費公費負担者等の推移をみると、令和2年4月1日現在では、平成27年と比較すると増加傾向となっています。

等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、2級が55.8%で最も高く、次いで1級が23.6%、3級が20.6%となっています。

疾病別医療費公費負担者の推移をみると、令和2年は840人で、平成27年と比較すると216人の増加となっています。

社会情勢の急激な変化によるストレスなどから、心の健康に問題を持つ人が増えていること等の要因が考えられます。

■精神障害者保健福祉手帳所持者・医療費公費負担者等の推移（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
手帳所持者	340	369	354	390	430	475
自立支援医療費負担者	624	666	679	717	778	840
医療保護入院者	193	189	207	202	217	230

資料：栃木県調べ

■等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
1 級	76	94	88	99	105	112
2 級	184	189	196	218	237	265
3 級	80	86	70	73	88	98
合 計	340	369	354	390	430	475

資料：栃木県調べ

■疾病別医療費公費負担者の推移（各年4月1日現在）

(単位：人)

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
統合失調症	258	263	256	265	266	280
躁うつ病・うつ病	220	247	264	278	300	320
てんかん	58	60	60	68	79	89
認知症等の脳機能障がい	4	4	3	12	16	20
薬物関連障がい(依存症等)	7	7	9	8	10	10
その他	77	85	87	86	107	121
合 計	624	666	679	717	778	840

資料：栃木県調べ

(5) 難病患者の現状

特定疾患の対象は、指定難病（旧：一般特定疾患）と小児慢性特定疾病（旧：小児慢性特定疾患）であり、令和2年4月現在、指定難病は333疾病、小児慢性特定疾病は762疾病となります。

令和2年4月1日現在、特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている人は565人で、平成27年と比較すると71人の増加となっています。

■ 特定医療費（指定難病）受給者証交付者・小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者の推移（各年4月1日現在）

（単位：人・％）

区 分	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年
18歳未満 (障がい児)	423	439	474	431	459	480
18歳～64歳	71	73	79	105	92	85
合 計	494	512	553	536	551	565
総人口	80,590	79,422	79,542	79,414	79,324	78,874
対人口比	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7

資料：栃木県調べ

(6) 発達障がい者の現状

発達障害者支援法において「発達障がい」とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。また「発達障がい者」とは、発達障がいを有するために日常生活又は社会生活に制限を受ける者で、「発達障がい児」とは、発達障がいのうち18歳未満のものとされています。医学的には発達障がいの診断基準は明確化されておらず、また発達障がい者（児）を対象とした手帳の交付制度がないため、発達障がいのある人の人数を正確に把握することは困難な状況となっています。

なお、特別支援学級に在籍している児童・生徒数は、令和2年5月1日現在で227人と、平成27年と比較すると57人の増加となっています。

■ 特別支援学級在籍児童・生徒数（各年5月1日現在）【参考】

(単位：人)

区分		小学校	中学校	計
平成 27 年	児童・生徒数	4,630	2,363	6,993
	知的	51	29	80
	自閉・情緒	66	24	90
	計	117	53	170
	児童・生徒数に対する割合	2.53%	2.24%	
平成 30 年	児童・生徒数	4,479	2,319	6,798
	知的	63	50	113
	自閉・情緒	56	34	90
	計	119	84	203
	児童・生徒数に対する割合	2.66%	3.62%	
令和 元 年	児童・生徒数	4,480	2,281	6,761
	知的	82	42	124
	自閉・情緒	59	35	94
	計	141	77	218
	児童・生徒数に対する割合	3.15%	3.38%	
令和 2 年	児童・生徒数	4,380	2,253	6,633
	知的	77	38	115
	自閉・情緒	77	35	112
	計	154	73	227
	児童・生徒数に対する割合	3.52%	3.24%	

資料：市学校教育課調べ

(注1) 知的学級と自閉・情緒学級は、児童・生徒の特性が異なるため別学級

(注2) 診断等が出ていても保護者が希望しない場合は、普通学級に在籍している児童生徒もいる。

2

アンケート調査から見る障がいのある人の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

真岡市障がい者計画（第3期計画）、真岡市障がい福祉計画（第6期計画）、真岡市障がい児福祉計画（第2期計画）を策定するにあたり、真岡市の障がいのある人の実情やニーズ、障害福祉サービスの利用状況や利用意向等を把握し、計画に反映するための基礎資料とするため実施しました。

②調査対象者

市内にお住まいの身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定疾患福祉手当受給者、障害児通所支援利用者を対象に、2,310人を無作為抽出により実施しました。

③調査時期及び調査方法

- 調査時期：令和2年1月10日（金）から令和2年3月6日（水）まで
- 調査方法：郵送による配布、回収

④回収結果

調査対象者	配布（人）	回収（人）	回収率（％）
身体障害者手帳所持者 療育手帳所持者 精神障害者保健福祉手帳所持者 特定疾患福祉手当受給者 障害児通所支援利用者	2,310	1,231	53.3%

⑤調査結果（抜粋）の見方について

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を基数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問の場合、回答比率の合計は100%を超える場合があります。

(2) 調査結果（抜粋）

①年齢構成

年齢構成については、全体では「40～64歳」が32.5%で最も高く、次いで「65～74歳」が26.0%、「75歳以上」が17.7%となっています。

	全体 n=1,231	身体障がい者 n=795	知的障がい者 n=194	精神障がい者 n=92	難病患者 n=242	0～17歳 n=62
0～5歳	1.0	0.1	2.6	0.0	1.2	19.4
6～11歳	2.5	0.4	10.8	1.1	0.4	50.0
12～17歳	1.5	0.6	8.2	0.0	0.4	30.6
18～39歳	16.5	6.4	54.1	39.1	14.0	0.0
40～64歳	32.5	31.8	23.2	55.4	38.4	0.0
65～74歳	26.0	33.0	0.0	1.1	31.8	0.0
75歳以上	17.7	26.0	0.0	1.1	12.4	0.0
無回答	2.3	1.6	1.0	2.2	1.2	0.0

②将来の暮らしの希望

将来の暮らしの希望については、全体では「家族と暮らしたい」が68.1%で最も高く、次いで「一人暮らしをしたい」が11.6%、「障がい者入所施設で暮らしたい」が5.0%となっています。

	全体 n=1,231	身体障がい者 n=795	知的障がい者 n=194	精神障がい者 n=92	難病患者 n=242	0～17歳 n=62
一人暮らしをしたい	11.6	10.4	9.8	28.3	7.4	14.5
家族と暮らしたい	68.1	71.6	55.2	52.2	77.3	64.5
グループホームで暮らしたい	2.7	2.1	8.2	3.3	1.2	3.2
障がい者入所施設で暮らしたい	5.0	3.0	17.5	4.3	3.7	6.5
高齢者施設で暮らしたい	4.8	5.3	1.0	3.3	4.5	0.0
その他	2.8	2.4	3.6	6.5	2.1	8.1
無回答	5.0	5.2	4.6	2.2	3.7	3.2

③保育園や幼稚園、学校などに通っているの困りごと

保育園や幼稚園、学校などに通う際の困りごとについては、全体では「特に困っていることはない」が42.9%で最も高く、次いで「通うのが大変」、「先生の理解や配慮が足りない」がともに17.5%、「まわりの園児・児童・生徒たちの理解が得られない」が14.3%となっています。

	全体 n=63	身体障がい者 n=13	知的障がい者 n=37	精神障がい者 n=1	難病患者 n=5	0~17歳 n=50
通うのが大変	17.5	38.5	21.6	100.0	40.0	16.0
先生の理解や配慮が足りない	17.5	7.7	18.9	100.0	0.0	20.0
まわりの園児・児童・生徒たちの理解が得られない	14.3	0.0	16.2	0.0	0.0	16.0
友だちができない	12.7	7.7	8.1	0.0	0.0	12.0
介助体制が十分でない	3.2	0.0	2.7	100.0	0.0	2.0
通常の学級に入れてもらえない	3.2	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
トイレなどの施設が整っていない	1.6	0.0	2.7	100.0	0.0	2.0
医療的なケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられない	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特に困っていることはない	42.9	30.8	37.8	0.0	60.0	40.0
その他	15.9	7.7	13.5	0.0	0.0	20.0
無回答	9.5	23.1	10.8	0.0	0.0	8.0

④保育園や幼稚園、学校などに望むこと

保育園や幼稚園、学校などに望むことについては、全体では「能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい」が52.4%で最も高く、次いで「就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい」が47.6%、「個別指導を充実してほしい」が36.5%となっています。

	全体 n=63	身体障がい者 n=13	知的障がい者 n=37	精神障がい者 n=1	難病患者 n=5	0～17歳 n=50
能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい	52.4	23.1	59.5	100.0	0.0	58.0
就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい	47.6	30.8	59.5	100.0	40.0	56.0
個別指導を充実してほしい	36.5	7.7	45.9	100.0	0.0	42.0
施設、設備、教材を充実してほしい	31.7	46.2	40.5	100.0	20.0	30.0
通常の学級との交流の機会を増やしてほしい	7.9	0.0	10.8	0.0	0.0	10.0
障がいの状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	7.9	0.0	8.1	0.0	0.0	8.0
医療的なケアが受けられるようにしてほしい	1.6	0.0	2.7	0.0	0.0	2.0
特に望むことはない	12.7	7.7	8.1	0.0	40.0	8.0
その他	12.7	15.4	13.5	100.0	0.0	16.0
無回答	3.2	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0

⑤就労支援として必要なこと

障がいのある人への就労支援として必要なことについては、全体では「職場の障がいのある人への理解」が44.1%で最も高く、次いで「健康状態に合わせた短時間勤務や勤務日数の配慮」が36.1%、「通勤の手助けや手段の確保」が28.2%となっています。

	全体 n=1,231	身体障がい者 n=795	知的障がい者 n=194	精神障がい者 n=92	難病患者 n=242	0~17歳 n=62
職場の障がいのある人への理解	44.1	39.4	55.2	54.3	46.7	74.2
健康状態に合わせた短時間勤務や勤務日数の配慮	36.1	35.1	28.9	50.0	42.1	48.4
通勤の手助けや手段の確保	28.2	25.2	46.9	28.3	25.6	54.8
勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	26.9	30.6	20.1	12.0	31.0	29.0
通勤することなく自宅で働ける職種があること	24.7	25.3	19.1	39.1	23.1	25.8
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	21.6	16.5	40.7	31.5	18.2	56.5
働くための就労訓練等支援の充実	21.5	17.5	38.1	30.4	19.0	58.1
仕事についての職場外での相談対応、支援	20.5	16.6	36.6	32.6	17.4	50.0
職場で介助や援助等が受けられること	19.9	17.5	33.5	18.5	22.3	37.1
その他	2.8	3.0	2.6	3.3	3.3	1.6
無回答	29.1	34.3	13.9	13.0	30.6	16.1

⑥子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なこと
 (18歳未満の障がいのある児童の保護者を対象とした質問)

子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なことについては、全体では「専門家による療育訓練を充実させる」が83.9%で最も高く、次いで「専門家による相談体制を充実させる」が75.8%、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が45.2%となっています。

	全体 n=62	身体障がい者 n=9	知的障がい者 n=42	精神障がい者 n=1	難病患者 n=5
専門的な療育訓練を充実させる	83.9	66.7	88.1	100.0	80.0
専門家による相談体制を充実させる	75.8	66.7	78.6	100.0	40.0
関連するサービスについての情報提供を充実させる	45.2	44.4	50.0	100.0	20.0
乳幼児の健康診断を充実させる	35.5	55.6	38.1	0.0	40.0
居宅訪問による相談や支援サービスの提供	19.4	0.0	21.4	100.0	40.0
電話・メールによる相談支援体制を充実させる	16.1	22.2	19.0	0.0	20.0
その他	6.5	0.0	7.1	0.0	0.0
特になし	1.6	0.0	2.4	0.0	0.0
無回答	3.2	22.2	2.4	0.0	20.0

⑦現在や今後の生活での困りごとや不安なこと

現在や今後の生活での困りごとや不安なことについては、全体では「障がいや病気のこと」が42.2%で最も高く、次いで「生活費について」が41.0%、「介助してくれる人について」が28.2%、「家事など日常生活のこと」が23.0%となっています。

	全体 n=1,231	身体障がい者 n=795	知的障がい者 n=194	精神障がい者 n=92	難病患者 n=242	0～17歳 n=62
障がいや病気のこと	42.2	43.4	39.2	56.5	51.2	41.9
生活費について	41.0	40.1	44.3	64.1	35.5	35.5
介助してくれる人について	28.2	29.9	34.0	27.2	27.3	27.4
家事など日常生活のこと	23.0	21.5	29.9	34.8	22.7	33.9
親の高齢化について	20.9	11.9	56.7	59.8	12.0	41.9
就職・仕事について	14.8	8.8	26.8	43.5	10.7	51.6
住宅・生活の場所について	13.6	11.1	27.8	22.8	11.2	30.6
災害・犯罪に関すること	12.2	11.4	19.1	21.7	10.3	19.4
家族や地域との関係に関すること	12.2	11.1	20.6	20.7	9.5	24.2
ごみ出しに関すること	10.6	10.7	12.4	15.2	11.6	11.3
話し相手に関すること	10.3	8.3	18.6	26.1	5.4	21.0
恋愛や結婚に関すること	8.8	3.8	23.2	30.4	4.1	21.0
学校・職場などの人間関係に関すること	7.6	3.1	19.1	22.8	4.1	33.9
情報収集に関すること	7.2	7.2	12.9	14.1	5.8	22.6
進学・学校生活について	3.2	0.5	11.9	1.1	0.8	53.2
特に不安はない	11.8	11.9	2.1	3.3	17.8	1.6
わからない	6.0	6.3	6.7	4.3	4.5	9.7
その他	4.2	4.4	4.6	5.4	4.5	3.2
無回答	8.3	10.6	2.6	1.1	7.0	1.6

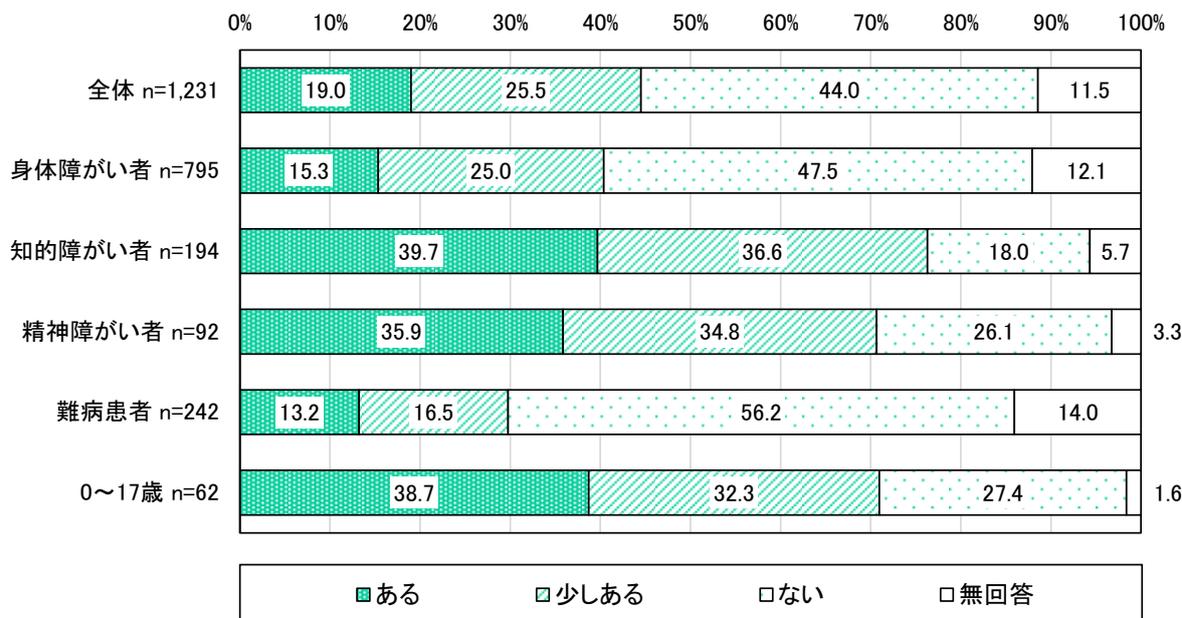
⑧悩みごとや困ったことがあるとき、家族・親族以外の相談先

悩みごとや困りごとがあるとき、家族・親族以外の相談先については、全体では「かかりつけの病院」が30.1%で最も高く、次いで「友人・知人・近所」が29.1%、「通所施設の職員」が13.3%、「市役所」が11.2%、「職場の上司や同僚」が6.5%となっています。

	全体 n=1,231	身体障がい者 n=795	知的障がい者 n=194	精神障がい者 n=92	難病患者 n=242	0～17歳 n=62
かかりつけの病院	30.1	30.2	19.6	57.6	37.6	32.3
友人・知人・近所	29.1	32.8	14.9	21.7	35.1	19.4
通所施設の職員	13.3	10.4	35.6	13.0	8.3	32.3
市役所	11.2	12.1	11.9	6.5	14.0	12.9
職場の上司や同僚	6.5	4.9	10.8	6.5	9.5	1.6
障害児者相談支援センター	4.4	1.6	16.0	10.9	3.7	9.7
学校の先生・スクールカウンセラー	3.1	1.1	13.9	1.1	0.8	50.0
保健所	2.0	1.6	1.0	3.3	6.2	0.0
その他	5.7	5.0	7.2	6.5	5.0	9.7
相談できる相手がいない	13.4	12.8	14.9	18.5	10.7	9.7
無回答	17.3	20.3	11.9	3.3	12.8	6.5

⑨障がいがあることで、差別や嫌な思いをする（した）ことの有無

障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの有無については、全体では「ない」が44.0%で最も高く、次いで「少しある」が25.5%、「ある」が19.0%となっています。「ある」と「少しある」の合計値は44.5%となっています。



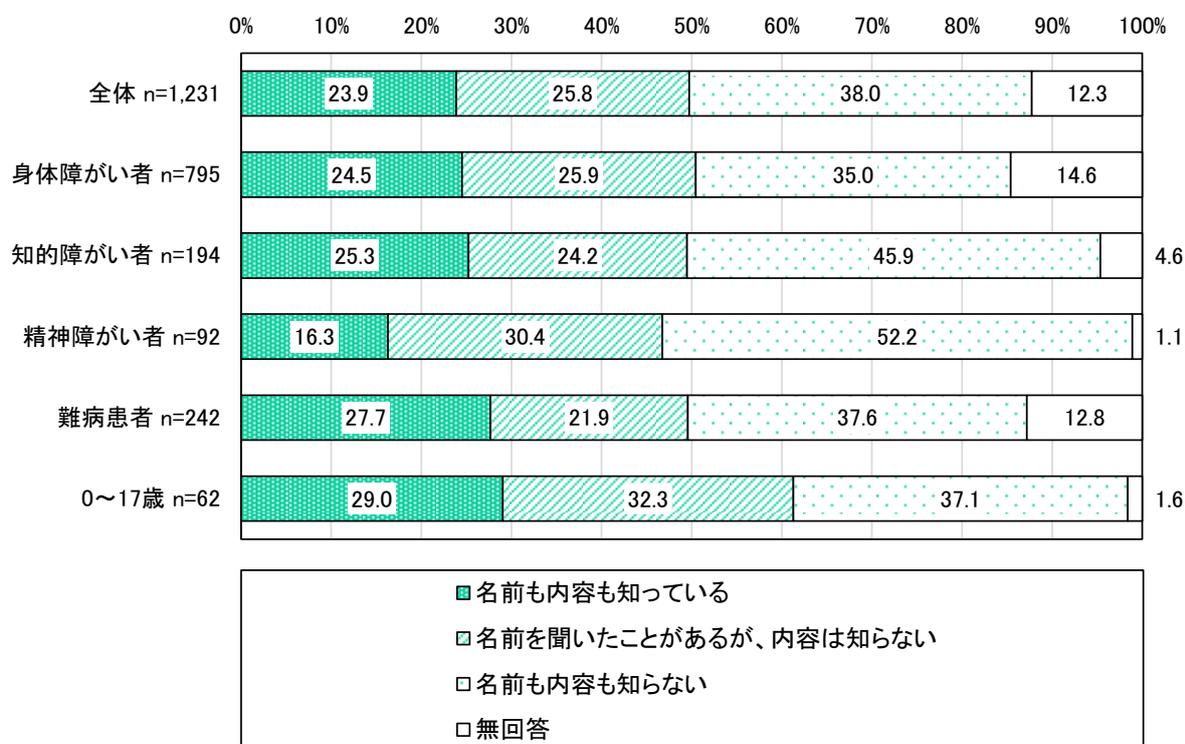
⑩差別や嫌な思いをした場所

差別や嫌な思いをした場所については、全体では「外出先」が46.9%で最も高く、次いで「仕事場」が25.5%、「学校」が21.0%となっています。

	全体 n=548	身体障がい者 n=321	知的障がい者 n=148	精神障がい者 n=65	難病患者 n=72	0~17歳 n=44
外出先	46.9	52.3	47.3	35.4	55.6	59.1
仕事場	25.5	25.5	19.6	41.5	18.1	2.3
学校	21.0	13.7	35.8	21.5	8.3	47.7
余暇を楽しむとき	18.6	20.9	23.0	9.2	12.5	29.5
病院などの医療機関	18.6	20.2	16.2	16.9	20.8	18.2
住んでいる地域	18.4	17.1	17.6	23.1	16.7	20.5
仕事を探すとき	17.5	15.9	10.8	40.0	11.1	4.5
その他	6.8	6.5	6.1	12.3	5.6	11.4
無回答	2.7	3.1	2.0	3.1	4.2	0.0

⑪成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、全体では「名前も内容も知らない」が38.0%で最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が25.8%、「名前も内容も知っている」が23.9%となっています。



⑫障害福祉サービス等の利用状況及び利用意向

障害福祉サービス等の利用状況及び利用意向について、各障がい者の種別及び障がい児（0～17歳）の結果の上位5位までをまとめたものが下表となっています。

■身体障がい者 n=795

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
自立訓練（機能訓練）	計画相談支援	生活介護	居宅介護（ホームヘルプ）	短期入所（ショートステイ）
6.7%	6.3%	6.2%	5.3%	4.7%

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
日常生活用具給付事業	日中一時支援事業	相談支援事業（一般的な相談）	移動支援事業	地域活動支援センター事業
5.7%	2.0%	1.6%	1.5%	1.3%

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	4位	5位
自立訓練（機能訓練）	生活介護	短期入所（ショートステイ）	計画相談支援	同行援護 自立訓練（生活訓練）
2.5%	1.6%	1.5%	1.4%	1.1%（同位）

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	4位	5位
日常生活用具給付事業	日中一時支援事業	移動支援事業	相談支援事業（一般的な相談）	障害者理解促進研修・啓発事業
2.1%	1.5%	1.4%	1.3%	0.6%

■知的障がい者 n=194

• 障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
計画相談支援	放課後等デイサービス	就労継続支援 (B型)	生活介護	短期入所 (ショートステイ)
42.8%	20.1%	17.0%	14.9%	13.9%

• 地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
日中一時支援事業	相談支援事業 (一般的な相談)	移動支援事業	地域活動支援センター事業	日常生活用具給付事業
17.0%	8.8%	5.2%	2.6%	2.1%

• 障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	4位	5位
計画相談支援	放課後等デイサービス	短期入所 (ショートステイ)	就労継続支援 (B型)	生活介護
				宿泊型自立訓練
				児童発達支援
13.9%	8.8%	5.7%	5.2%	3.1% (同位)

• 地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	3位	5位
日中一時支援事業	移動支援事業	相談支援事業 (一般的な相談)	日常生活用具給付事業	障害者理解促進研修・啓発事業
7.2%	3.6%	2.1% (同位)	2.1% (同位)	1.5%

■精神障がい者 n=92

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	3位	5位
計画相談支援	就労継続支援 (A型)	自立生活援助	就労継続支援 (B型)	就労移行支援
17.4%	10.9%	7.6% (同位)	7.6% (同位)	5.4%

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	4位	4位
相談支援事業 (一般的な相談)	地域活動支援 センター事業	移動支援事業	障害者理解促 進研修・啓発 事業	成年後見制度 利用支援事業	日中一時支援 事業
6.5%	5.4%	2.2%	1.1% (同位)	1.1% (同位)	1.1% (同位)

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	4位	4位
計画相談支援	就労継続支援 (A型)	自立生活援助	就労移行支援	就労継続支援 (B型)
10.9%	7.6%	5.4%	4.3% (同位)	4.3% (同位)

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	3位	3位	3位
相談支援事業 (一般的な相談)	地域活動支援 センター事業	障害者理解促 進研修・啓発 事業	成年後見制度 利用支援事業	移動支援事業	日中一時支援 事業
7.6%	3.3%	2.2% (同位)	2.2% (同位)	2.2% (同位)	2.2% (同位)

■難病患者 n=242

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
自立訓練（機能訓練）	居宅介護（ホームヘルプ）	生活介護	計画相談支援	自立訓練（生活訓練）
7.0%	6.6%	5.8%	5.4%	2.9%

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	4位	4位
日常生活用具給付事業	相談支援事業（一般的な相談）	地域活動支援センター事業	障害者理解促進研修・啓発事業	移動支援事業	日中一時支援事業
2.9%	2.1%	1.7%	0.8%（同位）	0.8%（同位）	0.8%（同位）

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	3位	5位
自立訓練（機能訓練）	計画相談支援	居宅介護（ホームヘルプ）	自立訓練（生活訓練）	短期入所（ショートステイ）
4.1%	2.9%	2.1%（同位）	2.1%（同位）	1.7%

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	1位	3位	3位	5位
日常生活用具給付事業	日中一時支援事業	相談支援事業（一般的な相談）	移動支援事業	成年後見制度利用支援事業
2.1%（同位）	2.1%（同位）	1.7%（同位）	1.7%（同位）	1.2%

■障がい児（0～17歳）n=62

・障害福祉サービスの現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	5位
放課後等デイサービス	計画相談支援	児童発達支援	短期入所（ショートステイ）	自立訓練（機能訓練）
71.0%	51.6%	33.9%	6.5%	4.8%

・地域生活支援事業の現在の利用状況 「利用している」

1位	2位	3位	4位	4位
日中一時支援事業	相談支援事業（一般的な相談）	日常生活用具給付事業	移動支援事業	地域活動支援センター事業
12.9%	4.8%	3.2%	1.6%（同位）	1.6%（同位）

・障害福祉サービスの今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	4位	5位
放課後等デイサービス	計画相談支援	児童発達支援	自立訓練（機能訓練）	短期入所（ショートステイ） 保育所等訪問支援
32.3%	22.6%	19.4%	6.5%	4.8%（同位）

・地域生活支援事業の今後の利用意向 「すぐ利用したい」

1位	2位	3位	3位	5位
日中一時支援事業	相談支援事業（一般的な相談）	日常生活用具給付事業	移動支援事業	障害者理解促進研修・啓発事業
6.5%	4.8%	3.2%（同位）	3.2%（同位）	1.6%

⑬障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと

障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なことについては、全体では「公共交通の運賃の割引」が40.6%で最も高く、次いで「リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備」が34.7%、「働く場の確保」が34.5%、「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」が30.9%、「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」が30.5%となっています。

	全体 n=1,231	身体障がい者 n=795	知的障がい者 n=194	精神障がい者 n=92	難病患者 n=242	0～17歳 n=62
公共交通の運賃の割引	40.6	40.6	43.3	42.4	39.7	54.8
リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	34.7	34.5	40.7	34.8	38.0	53.2
働く場の確保	34.5	28.6	45.9	60.9	33.5	58.1
福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実	30.9	28.4	41.2	41.3	28.5	41.9
市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実	30.5	27.3	42.8	31.5	33.1	48.4
介護の必要な重度の障がい児者のための入所施設の整備	29.4	29.8	41.2	19.6	35.1	29.0
災害時における障がい児者の避難誘導体制の確立と安心安全の確保	29.3	29.3	39.2	31.5	28.9	48.4
障がい児者に配慮した道路・建物・駅などの整備	25.8	27.4	25.3	23.9	27.3	37.1
身近な地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備	25.7	23.6	39.2	29.3	24.0	25.8
社会福祉の専門的な人材の確保・養成	24.8	22.4	36.1	28.3	24.8	40.3
居宅介護等訪問系サービス実施促進	23.5	25.9	16.5	20.7	28.1	11.3
生活訓練を支援するための福祉作業所の整備	18.6	14.1	38.7	33.7	17.4	37.1
障がい児者に配慮した住宅の整備	17.8	17.5	22.7	26.1	19.0	24.2
障がい児者も参加しやすいスポーツ・余暇活動の援助や施設の整備	15.9	14.2	26.3	21.7	12.0	30.6
教育の充実	15.1	13.3	23.7	15.2	14.5	48.4
ボランティア活動の促進と地域福祉活動の充実	14.4	14.5	14.9	15.2	14.0	11.3
障がい児者に配慮した旅館・ホテル等の観光施設の改善、整備	12.9	13.7	14.9	12.0	14.0	16.1
障がい児者と市民がふれあう機会や場の充実	12.8	11.2	15.5	17.4	12.0	21.0
障がい者スポーツの普及、指導員の養成	11.2	10.1	19.1	13.0	14.0	17.7
その他	3.2	3.6	1.5	3.3	3.7	8.1
無回答	15.4	18.1	8.8	9.8	12.4	1.6

3

障がいのある人を取り巻く課題

課題1 障がいに対する理解の促進

障がいのある人がその人らしく安心して充実した生活を送るためには、障がいや障がいのある人に対する理解を一人一人が深めていくことが大切です。依然として、差別事象が発生している状況がうかがえることから、不当な差別や社会的な障壁がなくなるよう、相互理解や啓発活動等を継続的に取り組んでいく必要があります。

課題2 相談支援体制の充実

障がいの状態や生活環境、家族構成などにより、相談内容も多様化・複雑化しています。様々な相談を受けとめ、一人一人の生活に寄り添いながら、適切な支援やサービスにつなげていくことができるよう、相談対応にあたる人材の育成を図るとともに、関係機関や団体、また他分野の機関とのネットワークを構築し、相談支援体制を総合的に充実していく必要があります。

課題3 多様化するニーズに対応した福祉サービスの充実

障がいのある人の高齢化とともに介助者の高齢化も進む中、“親亡き後”の不安の声が高まっています。一人一人が希望するサービスを適切に利用できるような様々な媒体を活用した情報提供を充実させるとともに、在宅福祉サービス、日中活動の場、グループホームなど多様な福祉サービスの充実を図り、自らの決定に基づき必要な支援を受けながら、社会参加できる社会が求められます。

課題4 障がいのある子どもの健やかな育成及び家族等への支援

医療的ケアが必要な児童や発達障がいのある児童（以下、「医療的ケア児」という。）など、障がいの重度化や課題が複合化する中、ニーズも多様化しています。障がいのある子どもへの支援は、本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援する必要があります。障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できる体制を構築するとともに、障がいのある子どものライフステージに沿って、切れ目のない一貫した支援を提供することが大切です。また、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無に関わらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加や包括（インクルージョン）を推進していく必要があります。さらには、保護者等が子どもの障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、保護者等に対する支援体制を確保していく必要があります。

課題5 就労支援の促進

障がいのある人が自立した生活を送るうえで、就労は経済面での役割だけでなく、社会参加を実現するという意味でも非常に重要な要素となります。そのため、障がいのある人の働く意欲を尊重し、就労機会の充実を図るとともに、障がいの特性に応じ、一般企業などへの就労や障がい者支援施設での福祉的な就労の場を確保する必要があります。また、障がいのある人を雇用する企業が、障がいの特性などを理解することが必要です。

課題6 安心・安全な生活環境の整備

障がいのある人が地域で安心・安全な生活を送るためには、生活環境を整備していくことが重要です。バリアフリーやユニバーサルデザインの観点に立った、誰もが過ごしやすいまちづくりを進めていく必要があります。また近年、地震や風水害等の様々な自然災害が発生していることから、防災対策の充実や避難所における障がいの特性に応じた配慮、加えて感染症対策の充実を図り、安心・安全に避難できる体制及び環境が求められます。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1

基本目標

～ 基本理念 ～

すべての人がともに生きる やさしさのあるまちづくり

基本目標1 ともに生きる社会の実現

福祉教育等を通じて、障がいや障がいのある人に対する理解を深めるための啓発活動をより一層推進していくとともに、障害者差別解消法の趣旨に基づき、障がいのある人に対する社会の偏見や差別といった社会的障壁が取り除かれるように、差別解消に向けて取り組みます。また、障害者虐待防止法に基づき、障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利擁護のための取組を推進します。

基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、相談支援体制や障害福祉サービス等の充実、地域福祉活動の促進、保健・医療の充実などを図りながら、地域生活支援拠点の整備について検討するなど、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

基本目標3 障がい児支援の充実

地域社会の一員として、障がいのある子どもの成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労等の連携強化により、子どもの成長に応じた適切な支援が引き継がれる体制の整備を図ります。

また、共生社会の形成につながるように、障がいの有無にとらわれず、子ども同士の交流機会や共に学ぶ機会の拡充を図りながら、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合うことの大切さを学べる環境づくりを目指します。

基本目標4 社会参加の拡充

一人一人の適性と能力に応じて可能な限り仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労支援の充実を図ります。また、障がいのある人の多様な社会活動への参加を促進するため、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興、交流機会の拡充、移動支援の充実などに取り組みます。

基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

障がいのあるなしに関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーやユニバーサルデザインの視点を踏まえたまちづくりや情報提供の充実、居住支援を推進します。また、地域住民や関係機関との連携を図りながら、防災対策や防犯対策の充実に取り組みます。

2

施策の体系

基本理念

すべての人がともに生きる
やさしさのあるまちづくり

基本目標

1. とともに生きる社会の実現

(1) 相互理解の促進

(2) 差別解消の推進

(3) 権利擁護の推進

(4) 行政における配慮の推進

2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実

(1) 相談体制の充実

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

(3) 地域の福祉力の向上

(4) 地域の保健・医療体制の充実

3. 障がい児支援の充実

(1) 切れ目のない支援体制の充実

(2) 個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進

4. 社会参加の拡充

(1) 雇用・就労の促進

(2) 社会参加の促進

5. 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

(2) 情報提供の充実

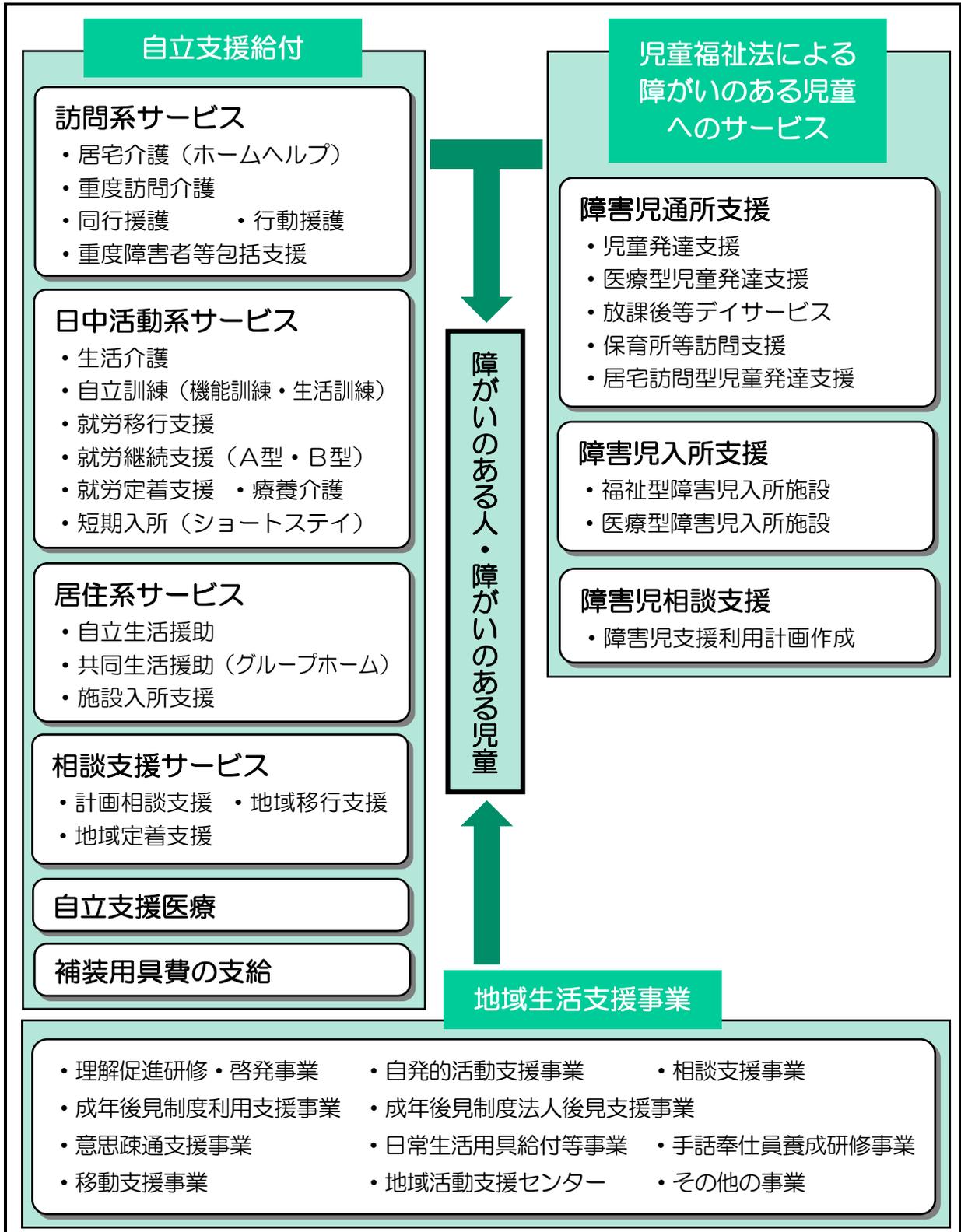
(3) 安心して暮らせる住まいの確保

(4) 防災・防犯・感染症対策等の推進

施策

3 障害福祉サービス等の体系

障がいのある人、障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第4章

真岡市障がい者計画

基本目標 1 とともに生きる社会の実現

(1) 相互理解の促進

障がいのある人もない人も障がいの有無にとらわれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人一人が障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁を十分に理解することが必要です。

<アンケート調査結果より>

<p>●障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと 選択肢：「市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実」</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体.....30.5% ・身体障がい者.....27.3% ・知的障がい者.....42.8% ・精神障がい者.....31.5% ・難病患者.....33.1% ・0～17歳.....48.4% 	<p>知的障がい者では約4割、0～17歳では約5割の方が、市民の障がい児者への理解を図るための、福祉教育や広報活動の充実を望んでいます。</p>

<施策の方向>

●障がいや障がいのある人への理解を深めるため、啓発活動を推進します。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
相互理解の促進	<p>障がいや、障がいのある人に対する理解を促進するため、図書館プロジェクト（※）や、社会福祉協議会が行う「ふれあいフェスティバル」などの参加拡充に努めます。</p> <p>小・中学校での特別支援学級の児童生徒との適切な交流及び共同学習を通して、障がいのある人への理解を進めます。また、通常学級に在籍する障がいのある子どもの特性を理解して児童生徒たちが関われるように、教職員による適切な支援を図ります。</p> <p style="margin-top: 10px;">〔※図書館プロジェクト 地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業〕</p>	<p>社会福祉課 学校教育課 社会福祉協議会</p>

施策名	施策の内容	担当課
障がいのある人に関するシンボルマークの周知	障がいのある人への理解や支援の一助となるよう、ヘルプマークやヘルプカードを始め障がいのある人に関するシンボルマークの周知に努めます。	社会福祉課
人権擁護委員の活動推進	法務大臣から委嘱されており、市民の人権についての相談を受けたり、人権の考えを広める活動をします。毎月、特設人権相談所を開設します。	社会福祉課
福祉教育等の推進	児童生徒の「生きる力」を育む環境づくりを支援するため、学校が行う福祉教育事業に職員やボランティアを派遣します。(福祉講話、点字・手話講習、インスタントシニア・アイマスク・車いす体験、障がいのある人との交流など)	社会福祉協議会

(2) 差別解消の推進

平成 28 年 4 月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、行政サービス等における合理的配慮を行い、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組む必要があります。

<アンケート調査結果より>

●障がいがあることで差別や嫌な思いをする（した）ことの経験 選択肢：「ある」	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体.....19.0% ・身体障がい者.....15.3% ・知的障がい者.....39.7% ・精神障がい者.....35.9% ・難病患者.....13.2% ・0～17 歳.....38.7% 	<p>身体障がい者及び難病患者においては、2割未満である一方で、知的障がい者及び精神障がい者、0～17 歳では約4割と、障がい種別により差別事象の経験の有無に異なる傾向がみられます。</p>

<施策の方向>

●障がいのある人の人権を守り、差別の解消を推進します。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
障害者差別解消法の浸透	障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、行政・企業・市民にも広く周知し、社会全体で障がいのある人の差別解消と合理的配慮の提供の取り組みが展開されるように努めます。また、12 月 3 日から 9 日までの「障害者週間」において、広報誌や市ホームページなどで周知・啓発を図ります。 また、合理的配慮についての理解を深めるため、市職員向けの研修を実施します。	社会福祉課 総務課
職員の窓口対応マニュアルの周知	障がいのある人が窓口で来庁手続きをされる際、適切な配慮ができるよう、市職員に窓口対応マニュアルの周知を図ります。	総務課

(3) 権利擁護の推進

権利擁護の推進には、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制整備が必要です。平成 29 年 3 月には成年後見制度利用促進基本計画が閣議決定され、保健・医療・福祉の連携だけでなく、新たに専門職等も含めた連携の仕組み（権利擁護支援の地域連携ネットワーク）の構築が求められています。本市の福祉部門計画である真岡市地域福祉計画、真岡市高齢者保健福祉計画など、成年後見制度の利用促進に関連する他計画との整合を図りながら、成年後見制度の普及・啓発の推進、地域連携ネットワークの構築、相談窓口の設置など、成年後見制度の利用促進に係る取組を強化します。

また、障がいのある人に対する虐待が問題となっており、虐待が起こる場所は密室での閉鎖的な環境が多いため、発見することが難しいとされています。虐待を受けた障がいのある人を守るため、平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行されました。関係機関や地域住民のネットワーク体制を構築し、虐待を早期に発見しやすい体制を整えることが必要です。

<アンケート調査結果より>

●成年後見制度の認知度

選択肢：「名前も内容も知っている」と「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の合計値

・全体.....	49.7%
・身体障がい者.....	50.4%
・知的障がい者.....	49.5%
・精神障がい者.....	46.7%
・難病患者.....	49.6%
・0～17歳.....	61.3%

0～17歳では約6割と、他の障がい種別と比べると1割程度高くなっています。0～17歳の回答者の多くは、本人の家族が回答していることから、成年後見制度に対する家族の意識が高いことがうかがえます。

<施策の方向>

- 障がいのある人の人権を守るため、成年後見制度の周知及び制度利用のための支援を行います。
- 障がいのある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止策に努めます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
成年後見制度利用支援の促進	（仮）成年後見サポートセンターを令和3年度より設置します。各対象者に応じて関係機関と連携し、相談・利用の推進に努めます。 また、利用促進に向け、制度の周知を図ります。	いきいき高齢課 社会福祉課 社会福祉協議会
法人後見事業の実施	意思決定が困難な知的障がいのある人、精神障がいのある人の判断能力を補う成年後見制度の普及を図るとともに、法人として成年後見人等を受任します。	社会福祉協議会
日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施	障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、暮らし、福祉などに関する相談に対応し、福祉サービス利用の援助や預貯金通帳・印鑑などの保全、日常的な金銭管理等を支援します。	社会福祉協議会
障害者虐待防止対策の実施	障がいのある人の虐待に気づいた方や本人が、速やかに通報する意識を持てるよう、障害者虐待防止法の意識啓発を推進します。 また、通報により早めの対応や支援を実施することで、虐待を受けている方だけでなく、その家族が抱える問題の解決につなげていきます。	社会福祉課
児童虐待の早期発見・対応の体制の強化	児童虐待の未然防止、早期発見・対応及び再発防止の継続的サポートを行うため「要保護児童対策地域協議会」の機能を強化して関係機関との連携を図るとともに「子ども家庭総合支援拠点」を整備して、相談支援体制の充実を図ります。	こども家庭課
児童虐待防止の普及啓発	家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得て、虐待の防止・早期発見につながるよう、「189」等の相談窓口や「体罰等によらない子育て」などについて、様々な媒体を活用して普及啓発を推進します。	こども家庭課

(4) 行政における配慮の推進

本市では、市職員の福祉意識の向上策に取り組むなど、行政サービスの向上に努めています。しかしながら、各種手続きや窓口対応に対する要望・意見が挙げられていることから、障がいのあるなしに関わらず、市民全体へのサービス向上につながるため、改善に向けて取り組んでいく必要があります。

また、現状では障がいのある人がまちづくりに参加する分野が限られている状況もみられることから、行政サービス向上の視点で、多様な社会参加の分野拡充も図っていく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●自由記述に寄せられた意見（市役所の手続き等に関することについて）

- ・市役所に出す書類は、変更がなければ簡単にしてほしい。
- ・市役所のカウンターの高さを考えることが大切ではないか。
- ・窓口での案内が雑だったので改めてほしい。
- ・窓口で専門的な知識をもった職員がいることがベストだと思う。 等

<施策の方向>

- 障がいのある人への福祉施策を率先して取り組む主体として、職員研修やサービス提供体制の改善などを図り、行政サービスの向上に努めます。
- 障がいのある人の多様な社会参加の分野拡充等に努めます。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
窓口対応の充実	障がいのある人が1人でもある程度手続きが行えるよう、手続き方法や記入用紙等の見直しを行います。また、視覚的に確認できる媒体や筆談器などのツールを活用し、障がいのある人でも手続きがしやすい環境づくりをしていきます。	窓口担当課
意思疎通支援体制の充実	聴覚障がいのある人の意思疎通を支援する手話通訳や要約筆記等、必要に応じて障がいのある人の意思疎通支援ができる人材の派遣養成を推進します。	社会福祉課

施策名	施策の内容	担当課
福祉施策検討への参加促進	福祉分野における各種施策の実施に際して、障がいのある人やその家族等、関係者の声を的確に反映するため、市と当事者、関係団体など意見交換ができる場の確保に努めます。 また、地域自立支援協議会において、地域の実情に応じた障がいのある人への福祉施策の向上に向けて協議を進めます。	社会福祉課
福祉サービス等の自己評価・第三者評価制度の周知	障がいのある人が質の高いサービスを受けることができるよう、サービス提供事業者による自己評価を進めるとともに、当事者以外の第三者による専門的かつ客観的な評価により、良質なサービスの選択ができるよう、第三者評価制度の周知を図ります。	社会福祉課
まちづくりへの参加促進	まちづくりに関する様々な分野において、障がいのある人の意見や要望を聞くため、懇談会の開催や各種審議会等への参加促進を図り、行政施策への反映に努めます。 特に、公共建築物の建設など、障がいのある人に直接的に関連する計画については、検討段階からの参加に努めます。	新庁舎周辺準備室

基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

(1) 相談体制の充実

障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき地域社会で生活することが求められています。そのためには、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定をできるよう、障がいの種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の充実が必要です。

<アンケート調査結果より>

●障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと

選択肢：「福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実」

- ・全体.....30.9%
- ・身体障がい者.....28.4%
- ・知的障がい者.....41.2%
- ・精神障がい者.....41.3%
- ・難病患者.....28.5%
- ・0～17歳.....41.9%

知的障がい者及び精神障がい者、0～17歳では約4割の方が、福祉窓口の一本化や、相談支援体制の充実を望んでいます。

●自由記述に寄せられた意見（相談について）

- ・どこに相談すれば良いのかわからない。
- ・身体よりも心のケアが必要なときもある。
- ・家族の心のケアができる場所の確保。等

<施策の方向>

- 障がいのある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、総合的な相談支援が行える体制整備に努めます。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
相談支援体制の整備	障がいのある人の生活全般にわたる総合的な相談支援を行えるよう、基幹相談支援センターを展開し、相談機能の強化に努めます。また、福祉サービスを利用する際は、専門的で細やかな相談を行うため、適切な相談員につなぐための役割を担っていきます。	社会福祉課

施策名	施策の内容	担当課
切れ目のない相談支援が行える体制の確立	<p>障がいのある人が生涯にわたって切れ目なく相談支援を受けられるように、個人情報に留意しながら母子保健や介護保険分野などの関係部課間の情報共有を図ります。</p> <p>さらに、相談機能の一層の向上に向け、保健・医療、教育、福祉、労働等の関係機関、サービス提供事業者やNPO、民生委員・児童委員等と緊密な連携を図り、相談支援のネットワークの構築に努めます。</p>	<p>社会福祉課 こども家庭課 いきいき高齢課</p>
自立支援協議会との連携	<p>相談支援部会に参加し、相談員の質の向上のために連携します。</p>	<p>社会福祉課</p>
相談支援事業所の設置運営	<p>障がいのある人、障がいのある子どもとその保護者が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むため、適切な福祉サービス等を利用することができるよう、情報の提供、サービス等利用計画の作成と評価を行います。</p>	<p>社会福祉協議会</p>
身体障害者行政相談	<p>身体に障がいのある方の様々な相談を行います。(毎月第2火曜日、午前10時～午後2時まで実施)</p>	<p>社会福祉課</p>
生活困窮者の相談の実施	<p>社会福祉協議会内に設置した自立相談支援センターにおいて、生活困窮者の相談を実施していきます。</p>	<p>社会福祉協議会 社会福祉課</p>

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

本市では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めていますが、社会資源が限られている中、高齢化や核家族化の進行、親亡き後など、今後もサービスに対するニーズは増加し、ますます多様化することが予想されます。

平成30年4月には、一部改正された「障害者総合支援法」と「児童福祉法」が施行され、障がいのある人の多様化するニーズにきめ細かく対応するために支援が拡充されていますが、サービスの質の確保・向上を図り、障がいのある人が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくことが必要です。

また、障がいのある人が生活の安定を図るためには、障がいのある人のライフステージに合わせた支援が求められていることから、福祉サービスの利用方法や障がいを支給事由とする各種手当などをわかりやすく周知していく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと

選択肢：「介護の必要な重度の障がい児者のための入所施設の整備」

- ・全体.....29.4%
- ・身体障がい者.....29.8%
- ・知的障がい者.....41.2%
- ・精神障がい者.....19.6%
- ・難病患者.....35.1%
- ・0～17歳.....29.0%

知的障がい者及び難病患者では約4割の方が、介護の必要な重度の障がい児者のための入所施設の整備を望んでいます。

●自由記述に寄せられた意見（障害福祉サービス等について）

- ・家族の急な用事の際に、預けられる場所の充実。
- ・生まれ育った市内に障がい者のグループホーム（入所施設）がほしい。
- ・障害年金で生活をしているため、生活が苦しい。
- ・車を利用しているため、タクシー券かガソリン券かを選べるようにしてほしい。 等

<施策の方向>

- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障がいのある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備・拡充を目指します。
- 障がいのある人の経済的自立と、その家族の生活の安定を図ります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の提供により、障がいのある人の地域生活を支援します。 サービスの提供にあたっては、日中活動の場の充実や事業者との連携強化を図るなど、充実したサービスの提供に努めます。 また、一人暮らしへの移行を希望する知的障がいのある人や精神障がいのある人などに対する自立生活支援や、重度障がいのある人や医療的ケアが必要な人に対する支援の充実に努めます。	社会福祉課
地域生活支援事業の充実	障害者総合支援法では、市町村が地域で生活する障がいのある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置付けています。「親亡き後」に備えるとともに、地域で生活する障がいのある人の自立した日常生活や社会生活の充実に努めます。	社会福祉課 いきいき高齢課
高齢障がい者等への支援体制の強化	高齢者になっても、必要なサービスが切れ目なく利用できるように、障害福祉サービスと介護保険サービスの連携を強化します。	社会福祉課 いきいき高齢課
地域活動支援センターの運営	障がいのある人に、通所による創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を行うことによって、地域における障がいのある人の自立促進と社会参加を支援します。	社会福祉協議会 社会福祉課
経済的支援の充実	各種手当の支給や補助、貸付制度等を行います。国や県の制度変更を踏まえながら適切な支援に努め、利用の促進を図ります。	社会福祉課 [社会福祉協議会]
生活福祉資金貸付事業の実施	障がいのある人が経済的に自立し、安定した生活を送ることができるよう、資金の貸付と必要な相談を行います。	社会福祉協議会

(3) 地域の福祉力の向上

NPO・ボランティア活動や障がい者団体は、障がいのある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。障がいのある人が、住み慣れた地域で安心して生活していくためには、必要な場合は公的なサービスを利用し（公助）、障がいのある人やその家族（自助）、あるいは住民同士（互助）、ボランティア団体や障がい者団体などの地域の中で支えていくこと（共助）が必要となっています。そこで、日常生活の中で生じる障がいのある人の様々なニーズに対して、自助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要となっています。

<アンケート調査結果より>

●障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと	
選択肢：「身近な地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備」	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体.....25.7% ・身体障がい者.....23.6% ・知的障がい者.....39.2% ・精神障がい者.....29.3% ・難病患者.....24.0% ・0～17歳.....25.8% 	知的障がい者では約4割の方が、身近な地域で社会福祉活動を推進するための拠点となる施設の整備を望んでいます。

●自由記述に寄せられた意見（地域との関わり・交流について）
<ul style="list-style-type: none"> ・生活を楽しむ環境や地域の活性化を目指すには、リーダー的な存在を発掘する。 ・各自治会でコミュニティの充実を図る仕組みをつくる。 等

<施策の方向>

●多様な主体の参加による地域の支援体制の構築を目指します。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
市民活動（地域福祉活動）の促進	共に生きる地域づくりの実現に向けて、ボランティア団体や民間非営利組織（NPO）等をはじめとする市民の主体的な参加によるボランティア活動を促進します。	市民生活課
地域の人材の確保	障がいのある人が安心して生活できるよう、民生委員や区長などの地域のリーダーと連携します。	社会福祉課

施策名	施策の内容	担当課
地域共助活動推進事業	地域で支援を必要とする高齢者、障がいのある人、子育て中の親を支える活動にポイントを付与し、地域住民の共助意識の高揚と地域の活性化を図ります。	いきいき高齢課
地域社会の支援基盤の整備	障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、地域で協議体を設置し、地域の課題の発掘とその解決に向けた取組を推進します。 また、地域と社会福祉協議会をつなぐ地域福祉推進員を設置し、住民主体の福祉の推進を図ります。	社会福祉協議会
福祉活動を担う人材の育成	手話ボランティア、点字ボランティア等の養成講習会を行い、福祉活動を担う人材の育成に努めます。	社会福祉協議会
障がい児者福祉を担う団体等の活動支援	障がい児者福祉を担う団体等を支援し、地域での活動強化と関係機関・団体との連携強化を促進します。	社会福祉協議会
あいさつ運動の推進	障がいの有無に限らず、庁内でお困りの方がいるときに、状況に応じて声をかけていきます。 また、市職員は、「窓口における障がいのある方への配慮マニュアル」を活用し、配慮しながら声をかけていくよう努めます。	各課

(4) 地域の保健・医療体制の充実

各種保健事業の実施を通じて、障がいの原因となる疾病等の早期発見・早期療養及び重症化予防などに努める必要があります。

また、障がいのある人が安心して生活を送るためには、それぞれの障がいのある人の特性に合った保健・医療・リハビリテーションなどの相談に応じられる環境が求められていることから、保健所や近隣市町と連携した医療情報の収集や情報提供体制の強化などにより、保健・医療体制の充実を図り、包括的な支援体制を構築していく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●現在や今後の生活での困りごとや不安なこと

選択肢：「障がいや病気のこと」

・全体.....	42.2%
・身体障がい者.....	43.4%
・知的障がい者.....	39.2%
・精神障がい者.....	56.5%
・難病患者.....	51.2%
・0～17歳.....	41.9%

多くの方が障がいや病気のことに対する困りごとや不安を抱えている状況であり、特に精神障がい者及び難病患者で割合が高い傾向がみられます。

<施策の方向>

- ライフステージごとに、健康づくりに向けたアプローチを行い、市民一人一人が自らの健康について考え、行動することができるよう、取り組んでいきます。
- 障がいのある人が安心して医療機関で受診できるように、保健所、医師会、歯科医師会、関係機関、近隣市町と協力しながら、保健・医療体制の充実に努めます。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
特定健康診査未受診者対策	総合福祉保健センターや地区公民館など身近な場所で健診を実施する他、他のがん検診も同時に受診できるなど、受診しやすい体制を整備します。 また、健診未受診者に対しては、受診勧奨の通知や電話による個別勧奨を実施するとともに、生活習慣病で治療中の方に対しても受診勧奨を行います。	国民年金課 健康増進課

施策名	施策の内容	担当課
健診異常値放置者受診勧奨事業	健診受診者の内、医療機関受診勧奨レベルで未受診の方に対して通知・電話・訪問等による受診指導を実施します。	国保年金課 健康増進課
特定保健指導事業	面接・電話・支援レター等を組み合わせて、一定期間の継続的な保健指導を実施し、生活習慣の改善に努め、疾病予防を推進します。	健康増進課
健康栄養相談	生活習慣病の重症化予防のため、保健師と栄養士による個別相談を実施します。	健康増進課
まちなか保健室健康相談事業	市内に開設しているまちなか保健室において、市民に身近な居場所の一つとして、保健師や看護師等による健康相談を実施します。	健康増進課
障がい児の早期発見・治療（療育）の充実	先天性聴覚障害の早期発見・療育を目的に、新生児期の聴覚検査費用を助成し要精密検査者のフォローをしていきます。 4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児の各健康診査を実施し、運動発達、精神発達のチェックをするとともに、屈折異常検査の導入による視力検査の充実を図り、疾病や発達障がいの早期発見に努めます。	こども家庭課
障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実と、医療費給付制度の充実	①自立支援医療費 障がいのある人が自立した生活を営むことができるよう、適正な医療給付を推進します。 ②重度心身障害者医療費 重度の障がいのある人が安心して受診できるよう、医療費の自己負担を助成し、経済的負担の軽減に努めます。	社会福祉課
こころの健康づくり事業の展開	病気についての正しい知識の普及や自ら健康づくりに努められるように、各種相談事業や健康教育を実施します。 また、健康21プランに則り、各世代に応じたこころの健康づくりを推進します。	社会福祉課 健康増進課
ひきこもりに関する相談会	ひきこもり状態に関する相談会を実施し、ひきこもり状態を引き起こしている原因が障がいである可能性がある場合には、適切な医療や支援機関につなぎます。	社会福祉課

基本目標3 障がい児支援の充実

(1) 切れ目のない支援体制の充実

障がいのある子どもの保護者は、子どもの発育・発達や将来の生活、介助者がいなくなることなど、様々な不安や心配を抱えています。様々な負担や不安、ストレスなどが積み重なることで虐待につながる恐れもあることから、早期からきめ細かな支援が重要となります。

障がいのある子ども一人一人の個性を生かしながら将来の自立を見据えて、子ども本人に対する支援のほか、保護者に対しても、第一の療育者として精神的な支援や療育についての指導を行うなど、療育相談支援の充実を図る必要があります。

<アンケート調査結果より>

●子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なこと（0～17歳のみ） 上位3位の選択肢

第1位	専門的な療育訓練を充実させる	83.9%
第2位	専門家による相談体制を充実させる	75.8%
第3位	関連するサービスについての情報提供を充実させる	45.2%

早期からの専門的な療育訓練や相談体制の充実を望んでおり、早期に適切な支援を受けるためには情報提供の充実が必要だと考えられています。

●お子さんが受けている支援等について、充実させるべきと思うこと（0～17歳のみ） 上位3位の選択肢

第1位	会話やコミュニケーションに関する支援	62.9%
第2位	友達など人とのかかわり方に関する支援	51.6%
第3位	言葉や読み書きに関する支援	48.4%
第3位	保護者への支援	48.4%

コミュニケーションに係る支援を充実させるべきと考える保護者の方が多くなっています。また、障がいのある子どもへの支援と併せて、保護者への支援の充実を望む声が多くなっています。

<施策の方向>

- 関係機関との連携により、障がいのある子どもの支援体制の強化を図ります。
- 適切な発育・発達支援につなげられるように、疾病や障がいの早期発見、早期療育、相談体制の強化等に努めます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
相談支援体制の整備・充実	就学前から高等学校卒業後までの広範囲にわたり、発達に関して、相談を受け付けていきます。相談内容に応じて、各担当課の相談窓口や支援機関につなげることで、切れ目のない適切な支援の提供を目指します。 また、「令和元年度版もおか子育てガイドブック」を障がいのある子どもへの支援の観点からも改訂し、障がいのある子どもに対して切れ目のない支援を図ることを啓発します。	こども家庭課 保育課 学校教育課 社会福祉課
相談体制の整備	保育所（園）・認定こども園・幼稚園において、障がいのある児童一人一人の発達に応じた教育・保育を行うにあたり、発達障害専門家派遣事業や臨床心理士等の専門家派遣事業を実施し、保育士がきめ細やかな対応ができる体制を整えていきます。	保育課
乳幼児期の発達相談の充実	各健診から運動、精神発達の遅れがあり経過観察になった児童に対し、医師、心理士、言語療法士等の専門職による乳幼児二次発達相談を実施し、適切な医療や療育へつなげていきます。 また、4歳児（年中）を対象に、各幼稚園等の施設を巡回し発達障がい等の早期発見をするのびのび発達相談を行い、就学児健康診査と連携していきます。	こども家庭課
訪問指導の充実	療育医療費の助成対象児や低体重児に対し保健師が未熟児訪問、低体重児訪問指導を行い、発達の確認や保護者への継続支援を行います。	こども家庭課
障がい児の保育・教育の推進	専門的療育の支援が必要な児童に対しては、早期の療育が受けられるよう関係機関との連携を図っていきます。 また、公立保育所において障がいのある子どもの保育事業を円滑に実施することができるよう、保育士を配置していきます。 民間保育園・認定こども園・小規模保育施設等には、障がいのある子どもの受け入れに対して助成と働きかけを行うとともに、幼稚園に対しても障がいのある子どもを受け入れするよう働きかけていきます。	保育課

施策名	施策の内容	担当課
放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れの推進	放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもを受け入れるために必要な研修の情報提供を行っていきます。 また、円滑に受け入れができるよう、小学校と連携を図っていきます。	保育課
障がい児の療育の推進	障がいのある子どもの育成を助長し、その福祉の増進を図るため、児童発達と放課後等デイサービスによる支援を行います。	社会福祉協議会 社会福祉課
発達障がい児の親への支援	発達障がいのある子を持つ親への不安軽減や障がいの理解を深めるために、乳幼児二次発達相談等のフォローとして発達障がいのある子どもへのかかわり方を学べるペアレントトレーニングを行い、安心して育児ができるよう支援を推進していきます。	こども家庭課 社会福祉課

(2) 個性や特性に応じた能力を伸ばす教育の推進

障がいのある児童・生徒については、その能力を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、きめ細かな教育を行うことが求められています。

これまで、一人一人の教育的ニーズに応じて支援を行ってきましたが、障がいの種類も多様化してきていることから、障がいのある児童本人のライフステージに合わせた支援体制の整備、教職員の指導力の向上を図りながら、インクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組んでいく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●保育園や幼稚園、学校などに望むこと（全体のみ）	
上位3位の選択肢	
第1位	能力や障がいの状況にあった指導をしてほしい.....52.4%
第2位	就学相談や進路相談など、相談体制を充実してほしい.....47.6%
第3位	個別指導を充実してほしい.....36.5%
指導という視点では、能力や障がいの状況にあった指導や個別指導の充実を望む声が多くなっています。また、就学相談や進路相談など、ライフステージに合わせた相談体制の充実を望む声が多くなっています。	

<施策の方向>

- 本人の個性や障がいの特性、本人や家族の意向等を尊重した教育支援が切れ目なく行えるように、引き続き教育相談・進路相談の充実に努めます。
- 市内小中学校における特別支援学級や教職員研修の充実に努めます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が拡充するよう、インクルーシブ教育の構築に向けて取り組みます。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
就学相談・教育相談の充実	障がいのある子どもへの支援について、保護者だけでなく、教育機関のニーズに応じて随時相談に応じます。教育機関を定期的に訪問して、障がいのある子どもの特性に応じた支援を目指します。	学校教育課 保育課 こども家庭課
特別支援教育の推進	障がいのある児童・生徒に対して、生活上や学習上の困難を改善したり克服したりするために、一人一人の教育的ニーズを把握し、特別支援学級でのきめ細かな指導等を行います。	学校教育課

基本目標4 社会参加の拡充

(1) 雇用・就労の促進

障がいのある人の誰もが、その適性と能力に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるようにするためには、障がいの特性に応じたきめ細かな支援が重要です。

平成28年4月には、雇用分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が新たに規定された「改正障害者雇用促進法」が施行され、障がいのある人とならない人の均等な機会及び待遇の確保等が求められています。

平成30年4月から、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」により障がいのある人の法定雇用率が引き上げとなり、障がいのある人の働く場が拡充されることになりました。

企業に対して障がい者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取組を推進し、障がいのある人の就労機会の拡大を図るとともに、就労後の定着に向けて障がいのある人と雇用者の相談・支援体制を構築していく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと

選択肢：「働く場の確保」

- ・全体.....34.5%
- ・身体障がい者.....28.6%
- ・知的障がい者.....45.9%
- ・精神障がい者.....60.9%
- ・難病患者.....33.5%
- ・0～17歳.....58.1%

知的障がい者では約5割、精神障がい者及び0～17歳では約6割の方が、働く場の確保を望んでいます。

●障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと

上位3位の選択肢

- 第1位 職場の障がいのある人への理解.....44.1%
- 第2位 健康状態に合わせた短時間勤務や勤務日数の配慮.....36.1%
- 第3位 通勤の手助けや手段の確保.....28.2%

就労支援としては、職場の障がいのある人への理解が必要であると考える方が多く、健康状態に合わせた柔軟な働き方ができる職場を望む方が多くなっています。また、就労に際しての通勤の移動に対する支援を望む方が多くなっています。

＜施策の方向＞

- 障がい者就労支援センターの機能強化を図り、総合的な就労支援や雇用拡大、職場定着支援に取り組みます。
- 福祉施設等において生産活動を行う福祉的就労の充実を図ります。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
障害者雇用の推進	障がいのある人の雇用への理解促進及び雇用拡大について、市内事業所への働きかけを行います。 また、市役所も市内事業所のひとつとして、障がい者雇用の推進に取り組んでいきます。	商工観光課 総務課 農政課
農福連携の推進	真岡地区ユニバーサル農業推進協議会及び県が実施している農福連携事業の周知を図り、農業分野における障がい者の雇用促進に取り組んでいきます。	農政課
優先調達推進	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 また、障害福祉サービス事業所で制作された製品の販売を促進するため、地域のイベントへの出品や交流機会の拡大を図ります。販路拡大に有効な支援策についても検討します。	社会福祉課
特別支援学校との連携	障がいのある子どもが卒業後も地域で生活できるよう、進路相談会への参加や障害児者相談支援センターとの連携を図り、居住先や就労などの相談支援を行います。	社会福祉課

施策名	施策の内容	担当課
福祉的就労の場の整備	<p>一般企業等での就労が困難な障がいのある人に対して、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。就労移行支援事業や就労継続支援事業で、就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、事業所と連携を図りながら支援していきます。</p> <p>さらに、県東圏域障害者就業・生活支援センター「チャレンジセンター」や公共職業安定所と連携を図りながら、障がいのある人のニーズに応じた適正な職業に就けるよう、相談支援を推進します。</p>	<p>社会福祉協議会 社会福祉課</p>

(2) 社会参加の促進

生活を豊かで潤いのあるものにするためには、スポーツ・レクリエーション・文化活動など、障がいのある人もない人も、共に楽しむことができる機会を提供していくことが求められています。

社会参加の促進は、障がいのある人の生きがいつくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、潜在的な能力開発や交流機会の創出にもつながるように取り組んでいく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと	
選択肢：「障がい児者も参加しやすいスポーツ・余暇活動の援助や施設の整備」	
・全体.....15.9%	知的障がい者及び0～17歳では約3割の方が、障がい児者も参加しやすいスポーツ・余暇活動の援助や施設の整備を望んでいます。
・身体障がい者.....14.2%	
・知的障がい者.....26.3%	
・精神障がい者.....21.7%	
・難病患者.....12.0%	
・0～17歳.....30.6%	

●自由記述に寄せられた意見（地域との関わり・交流について）
・隣同士で声をかけあって、笑顔の絶えない毎日を過ごせたら良いと思う。公民館等を利用して気軽に集まり楽しめる時間を増やせればと思う。
・障がいのある人や障がいのある子どもと触れ合う機会をつくり、障がいのある人を特別な目で見ない社会になったら良いなと思う。等

<施策の方向>

- スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
文化芸術活動、スポーツ活動の振興	障がいのある人が、安全に楽しみながら文化芸術活動やスポーツ活動に参加できるように、大会の開催及び参加支援などを行います。また、文化芸術活動やスポーツ活動を通して多様な人が出会う機会の提供と交流を促進します。県内の障がい者スポーツ団体や障がい者スポーツ教室に関する情報提供を行います。 さらに、令和4年の第22回全国生涯者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」の開催を契機に、障がい者スポーツの普及啓発に努めます。	社会福祉課 スポーツ振興課 (指導係) 国体・障害者スポーツ大会推進室
公共交通機関の整備促進	外出支援の一助となるように、中心市街地を循環する“いちごバス”や、予約制の乗合タクシーである“いちごタクシー”を運行します。 また、いちごバスの運行範囲の見直しや、芳賀・宇都宮地域で整備される、LRTとの連携など、広域的なネットワークの構築を検討します。 重度障がいの人については、福祉タクシー等のタクシー券を発行します。	総合政策課 社会福祉課
移動手段の充実	福祉車両や車いすの短期貸し出しを行います。	社会福祉協議会
家族支援の推進	障がいの理解を深めるとともに家族間の交流を活発化し、その福祉の増進を図るため、父母の会や家族同士の交流を支援します。	社会福祉協議会
図書館サービスの充実	障がいのある人が平等に図書館を利用できるよう所蔵する福祉資料は、録音図書、点訳図書、点字新聞、マルチメディアデイジー図書や電子図書などの障がい者用資料、市の情報紙音訳（広報もおか・真岡新聞・選挙情報）等の貸出しを行います。貸出の方法として、障がいに応じて郵送・宅配で貸出（返却）を行います。また、リクエスト資料は、図書館協力者の支援により、資料製作（点訳・音訳）や対面朗読を行い、さらに、在宅でも電子書籍の貸し出しができる電子図書館システムを導入し、サービスの促進を図ります。	生涯学習課

基本目標5 安全・安心で暮らしやすいまちづくり

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

障がいのある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障がいのある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●自由記述に寄せられた意見（道路、施設のバリアフリー、交通機関の充実について）

- ・国道から外れると街灯が少なく暗い。通学路の整備をしてほしい。
- ・車いすでも安心して移動ができるようにしてほしい。
- ・病院やスーパーなど、色々な場所にゆとりがある駐車場を増やしてほしい。 等

<施策の方向>

- 障がいのあるなしに関わらず、誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及に努めます。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
バリアフリー化等による人にやさしいまちづくりの推進	<p>すべての人が主体的に行動でき、快適な生活を送ることができるよう、建物や道路の段差解消などの物理的な障壁を取り去る「バリアフリー社会」の促進及び障がいのある人や高齢者をはじめ、すべての住民が生活しやすいユニバーサルデザインの視点を踏まえた生活環境整備の推進を図ります。</p> <p>そのため、既設の公共施設については、「真岡市公共施設再配置計画」等による維持管理方針に基づき、新築や改築等にあわせてバリアフリー化を図ります。</p> <p>また、新設施設については、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」等に基づくバリアフリー・ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備の普及に努めます。</p>	<p>建設課 各施設管理担当課</p> <p>（社会福祉課 いきいき高齢課 保育課 都市計画課 都市整備課 プロジェクト推進室 スポーツ振興課 など）</p>

(2) 情報提供の充実

本市では、市政に関する情報を障がいのある人が入手しやすくなるように市ホームページを改善するなど、情報提供の充実に努めています。

福祉情報の入手方法や求める内容は、障がいの特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、障がいのある人の視点に立って、検討していく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●現在や今後の生活での困りごとや不安なこと

選択肢：「情報収集に関すること」

・全体.....	7.2%
・身体障がい者.....	7.2%
・知的障がい者.....	12.9%
・精神障がい者.....	14.1%
・難病患者.....	5.8%
・0～17歳.....	22.6%

現在や今後の生活での困りごとや不安なこととして、情報収集に関することと回答している方は、0～17歳が約2割と、他の障がい種別に比べて高くなっています。

<施策の方向>

- 広報紙やホームページなど、障がいのある人が利用しやすくなるように、情報提供の充実に努めます。
- 関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
情報発信方法の工夫	障がいのある人が情報を受信しやすいよう、市の発行する広報紙、パンフレット、ガイドブック、ホームページ、FMもおか等について、障がいの特性に配慮した情報提供を行います。	情報政策課

(3) 安心して暮らせる住まいの確保

住まいは生活の基本であり、障がいの特性や程度などに左右されることなく、誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

公営住宅におけるバリアフリー化やグループホームなどの共同生活の場の整備など、個人の状況に応じた自立した生活ができるような居住環境の整備に向けて取り組む必要があります。

<アンケート調査結果より>

●障がい者や障がい児が住みよいまちをつくるために重要なこと	
選択肢：「障がい児者に配慮した住宅の整備」	
<ul style="list-style-type: none"> ・全体.....17.8% ・身体障がい者.....17.5% ・知的障がい者.....22.7% ・精神障がい者.....26.1% ・難病患者.....19.0% ・0～17歳.....24.2% 	精神障がい者では約3割、その他の障がい種別では約2割の方が障がい児者に配慮した住宅の整備を望んでいます。

●自由記述に寄せられた意見（「親亡き後」、介助人がいなくなった時について）
・親亡き後の暮らしとして、グループホームなど生活の場の確保。 等

<施策の方向>

●民間事業者や関係機関と連携し、バリアフリー住宅の普及を図るとともに、多様な形での障がいのある人の暮らしの場の確保を目指します。

<具体的施策>

施策名	施策の内容	担当課
住まいの場の検討	障がいのある人の居住の場を充実させるため、市営住宅への入居支援等について検討します。	建設課 社会福祉課
入居・入所支援の推進	近隣市町と連携し、グループホームや施設等への入所支援に努めます。 また、増加するニーズへの対応を図るため、事業者へ働きかけ、情報提供など可能な支援策を検討します。	社会福祉課
住宅改修費等の助成	日常生活における利便を図るため、居室、浴室、トイレ等の住宅改修費の一部を助成・貸付けする制度について周知します。	社会福祉課

(4) 防災・防犯・感染症対策等の推進

本市では、災害対策については、避難行動要支援者名簿の作成や、介護や介助が必要な高齢者や障がいのある人のための福祉避難所の指定等を行っています。

しかし、大規模な自然災害等が相次ぎ、障がいのある人が犠牲となるケースも多く、災害に不安を感じる人は少なくありません。

障がいのある人が安全・安心して地域生活を送るためには、火災や地震などの災害による被害を防ぐ防災対策や災害時に援護が必要な方を地域の人たちで支え合う仕組みづくりや防災意識の高揚と心構えに対する啓発、犯罪や事故に巻き込まれないよう防犯対策を積極的に推進していく必要があります。

<アンケート調査結果より>

●火事や地震等の災害時に一人で避難できるか

選択肢：「できない」

- ・全体.....28.6%
- ・身体障がい者.....26.0%
- ・知的障がい者.....56.7%
- ・精神障がい者.....23.9%
- ・難病患者.....28.9%
- ・0～17歳.....77.4%

災害時に一人で避難できない割合は、0～17歳が約8割で最も高い割合を示しており、次いで知的障がい者が約6割となっています。障がい種別により災害時に一人で避難できない割合に異なる傾向がみられます。

●自由記述に寄せられた意見（災害時への対応等について）

- ・障がいのある人の避難場所は別の場所にしてほしい。
- ・避難場所が遠い。歩いて10分くらいが限度。
- ・災害時に備え、近隣の人たちと速やかにコミュニケーションを取れるようにするため、町内イベントを増やすことが大切だと思う。等

<施策の方向>

- 避難行動要支援者名簿や福祉避難所等の周知を継続するとともに、災害事例を検証し、障がいのある人の意見を踏まえ、災害対策の強化に取り組みます。
- 障がいのある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組みます。
- 障がいのある人が感染症に罹患してしまうと、重症化する恐れがあります。関係機関と連携しながら、平時からの予防行動の周知や、環境整備などの感染症対策に取り組みます。

＜具体的施策＞

施策名	施策の内容	担当課
防災体制の整備・強化	市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心な生活を確保するため、自助・互助・共助・公助の各面から、防犯・防災・減災体制の整備を進め、災害に強いまちづくりに取り組むとともに、市民に対し、広報活動を展開し、防災意識の高揚を図ります。 災害時には避難所において、感染予防のための環境づくりに努めます。	市民生活課
災害時の地域支援体制の整備	障がいのある人に対し必要な介護や医療が適切に提供され、安心して避難ができるよう、福祉避難所の充実を図ります。 また、地域の支援者への避難行動要支援者名簿の情報提供について障がいのある人などへの同意を求め、名簿の効果的な活用に努めます。 また、防災知識の普及・啓発を図る防災教育の推進や防災訓練の充実、ヘルプカードの普及などを図ります。	いきいき高齢課 市民生活課 社会福祉課
NET119 (Web119)の活用 推進	聴覚や発話に障がいのある方に対し、芳賀地区広域行政事務組合消防本部と連携して、緊急時に活用できるようにNET119の普及啓発に努めます。	社会福祉課
FMもおかの活用	地域に密着した話題や情報を提供するとともに、防災・災害時における情報媒体の一つとして、活用の推進に努めます。	情報政策課
防犯対策の推進	消費生活センターや警察署などから犯罪被害等の情報を収集し、その情報の提供を行う方法として、広報紙やホームページへの掲載、講習会等の開催、イベント等を活用した啓発活動などを行い、防犯対策の充実を図ります。	市民生活課 消費生活センター
感染症対策の推進	感染症発生時には、福祉事業所や医療的なケアの必要な障がいのある人に対し、手指消毒薬などの不足した衛生物品の共有を実施します。 また、感染症予防行動について周知し、発症・重症化予防に取り組めます。	社会福祉課 健康増進課

第 5 章

真岡市障がい福祉計画・
真岡市障がい児福祉計画

1

国における計画の基本的理念

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の策定にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（最終改正：令和2年厚生労働省告示第116号）」における、以下の基本的理念を踏まえ、策定します。

（1）障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本とし、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進める。

（2）障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの実施主体は市町村を基本とし、対象となる障がい者等に対するサービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じて均てん化を図る。

（3）入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

サービス提供体制の整備を推進するにあたっては、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供など、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保する。

また、特に地域生活支援の拠点等の整備にあたっては、地域生活に対する安心感を担保し、自立した生活を希望する者に対する支援等を進めるために、あらゆる視点からの支援体制の整備、地域の体制づくりが求められており、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた機能強化が必要である。併せて、相談支援を中心に、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

さらに、精神障がい者の地域生活への移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組が必要であり、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進める。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む。市町村は次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

- ① 属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ② 相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要である。このため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な施設で支援できるよう、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村、障害児入所施設については県を実施主体とすることを基本とし、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の適切な支援を通じて、障がい児支援の均てん化を図り、地域支援体制の構築を図る。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらには、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進する。

加えて、人工呼吸器を装着している障がい児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児(医療的ケア児)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築する。

(6) 障がい福祉人材の確保

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきである。

特に障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する。

2

令和5年度の数値目標

国の基本指針に基づき、以下の1から7の項目について数値目標を定めます。

(1) 施設入所から地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行については、国の基本指針に基づき第5期での方針を踏襲することにより数値目標を次のように設定し、グループホームの充実や、自立訓練事業、自立生活援助等の推進により、地域生活への移行を進めます。

①入所施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

令和元年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを目指す。

<県の目標値>

地域生活への移行の実績や、全国平均に比べて重度者の割合が高い等、本県の実績を踏まえ目標を設定していきます。

区 分	数 値	備 考
令和元年度末入所者数 (A)	72人	実績
【目標値】地域生活移行者数 (B)	2人	
移行率 (B/A)×100	2.8%	県の目標値：約1.5%

②入所施設の入所者数

<国の基本指針>

令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から、1.6%以上の削減を目指す。

<県の目標値>

真に入所支援を必要としている障害者を考慮する。

区 分	数 値	備 考
令和元年度末入所者数 (A)	72人	実績
【目標値】削減見込 (B)	2人	
削減率 (B/A)×100	2.8%	現状維持

(2) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

今後も、就労の場の掘り起こしや関係機関のネットワークを強化充実することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、就労支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

①福祉施設から一般就労への移行

<国の基本指針>

令和5年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和元年度実績の1.27倍になることを目指す。

<県の目標値も同値>

区 分	数 値	備 考
令和元年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者（A）	5人	実績
令和5年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者（B）	8人	見込
【目標値】 令和5年度中／令和元年度中 （B／A）×100	160%	県の目標値：127%

②就労移行支援事業の一般就労への移行

<国の基本指針>

令和5年度中に一般就労に移行する者が、令和元年度実績の1.3倍になることを目指す。

<県の目標値も同値>

区 分	数 値	備 考
令和元年度中に一般就労へ移行した者 (A)	3人	実績
令和5年度中に一般就労へ移行した者 (B)	4人	見込
【目標値】 令和5年度中／令和元年度中 (B/A)×100	130%	県の目標値：130%

③就労継続支援A型の一般就労への移行

<国の基本指針>

令和5年度中に一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね1.26倍になることを目指す。

<県の目標値も同値>

区 分	数 値	備 考
令和元年度中に一般就労へ移行した者 (A)	2人	実績
令和5年度中に一般就労へ移行した者 (B)	3人	見込
【目標値】 令和5年度中／令和元年度中 (B/A)×100	150%	県の目標値：126%

④就労継続支援B型の一般就労への移行

<国の基本指針>

令和5年度中に一般就労に移行する者が、令和元年度実績の概ね1.23倍になることを目指す。

<県の目標値も同値>

区 分	数 値	備 考
令和元年度中に一般就労へ移行した者 (A)	0人	実績
令和5年度中に一般就労へ移行した者 (B)	1人	見込
【目標値】 令和5年度中／令和元年度中 (B/A)×100	100%	県の目標値：123%

⑤就労定着支援事業の利用者数

<国の基本指針>

令和5年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを目指す。

<県の目標値も同値>

区 分	数 値	備 考
令和5年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行した者(A)	16人	見込
一般就労に移行した者のうち、就労定着支援事業を利用している者(B)	20人	見込
【目標値】 (B/A)×100	125%	県の目標値：120%

⑥就労定着支援事業の就労定着率

＜国の基本指針＞

令和5年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上を目指す。

＜県の目標値も同値＞

区 分	数 値	備 考
令和5年度中の就労定着率が8割以上の事業所（ア）	1箇所	見込
令和5年度の就労定着支援事業所の総数（イ）	2箇所	見込
【目標値】 （ア／イ）×100	50%	県の目標値：70%以上

(3) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的な社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

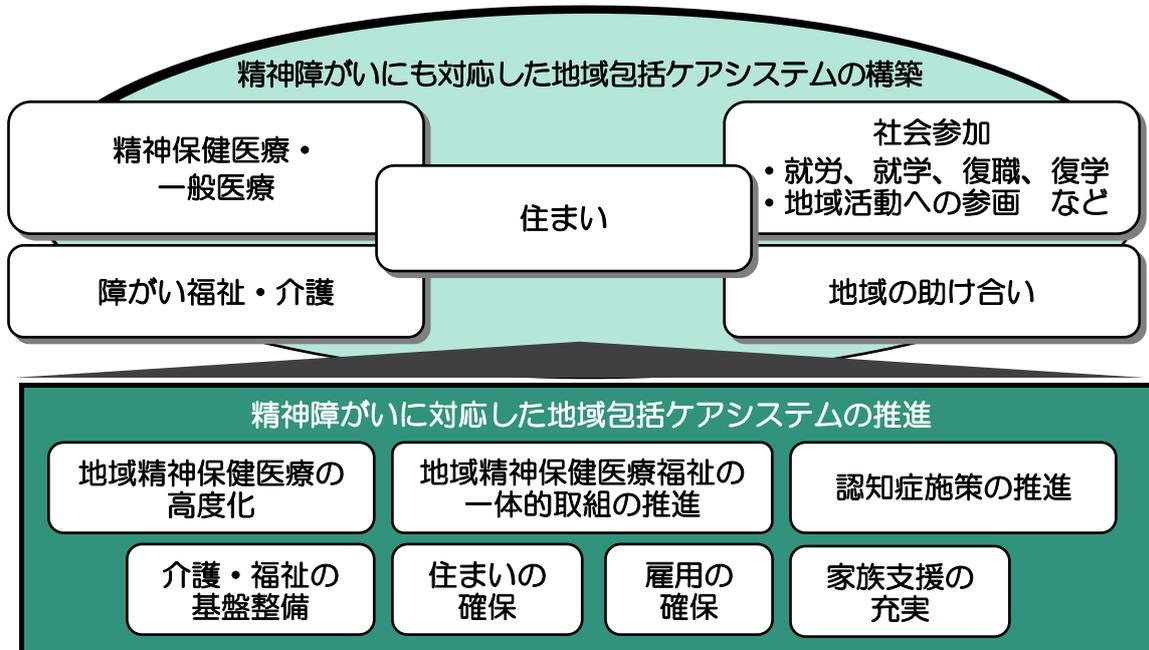
<国の基本指針>

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備 考
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	19	19	19	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1	
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	1	2	3	
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2	2	3	
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	27	28	29	
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0	0	1	

＜精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム＞

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムとは、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのことをいいます。



出典：厚生労働省

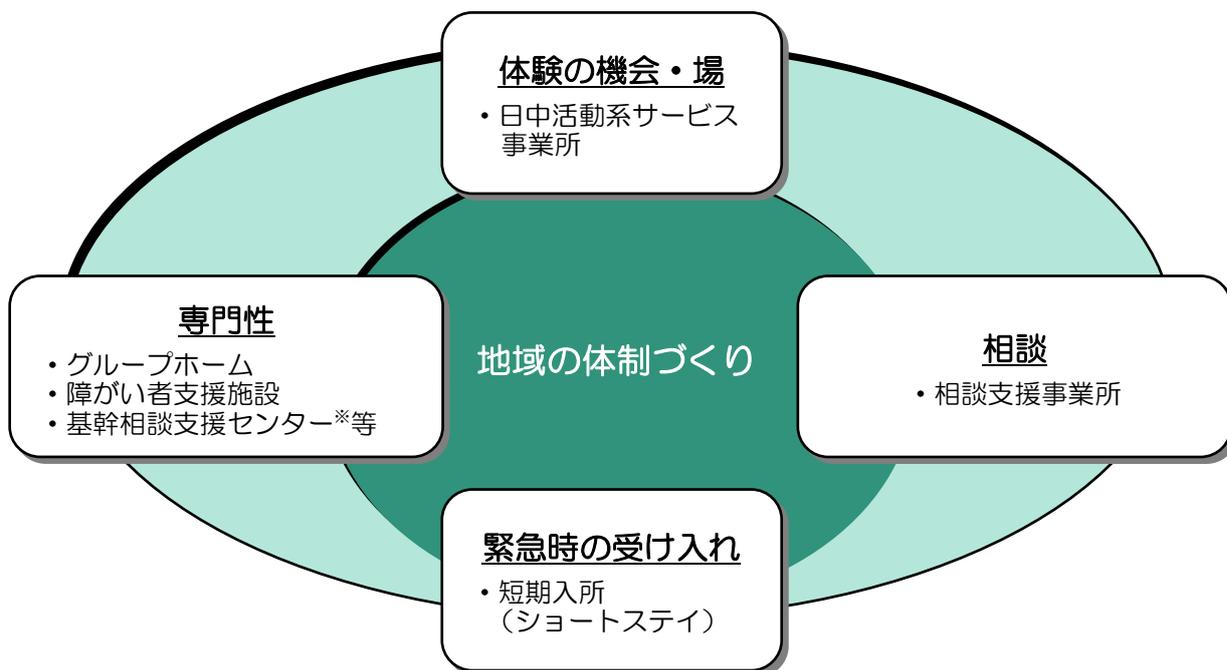
(4) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域の実情に応じて整備する地域生活支援拠点等については、「平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備する」という第4期計画における国の基本指針に基づき、本市では、平成 29 年度末に、複数の機関が分担して居住支援機能を担う体制（面的整備型）により整備しました。第6期計画においては、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とし、障がい者の生活を地域で支えるサービス提供体制を充実します。

<国の基本指針>

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目指す。

<地域生活支援拠点等の整備—面的整備型—>



出典：厚生労働省

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

第6期では、国の基本指針に基づき、数値目標を次のように設定し、障がい児支援の提供体制を確保するための取組を推進します。

①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

<国の基本指針>

令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置することを目指す。また、令和5年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目指す。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
児童発達支援センターの設置	0箇所	0箇所	1箇所	
保育所等訪問支援の利用体制の構築	検討	検討	構築	

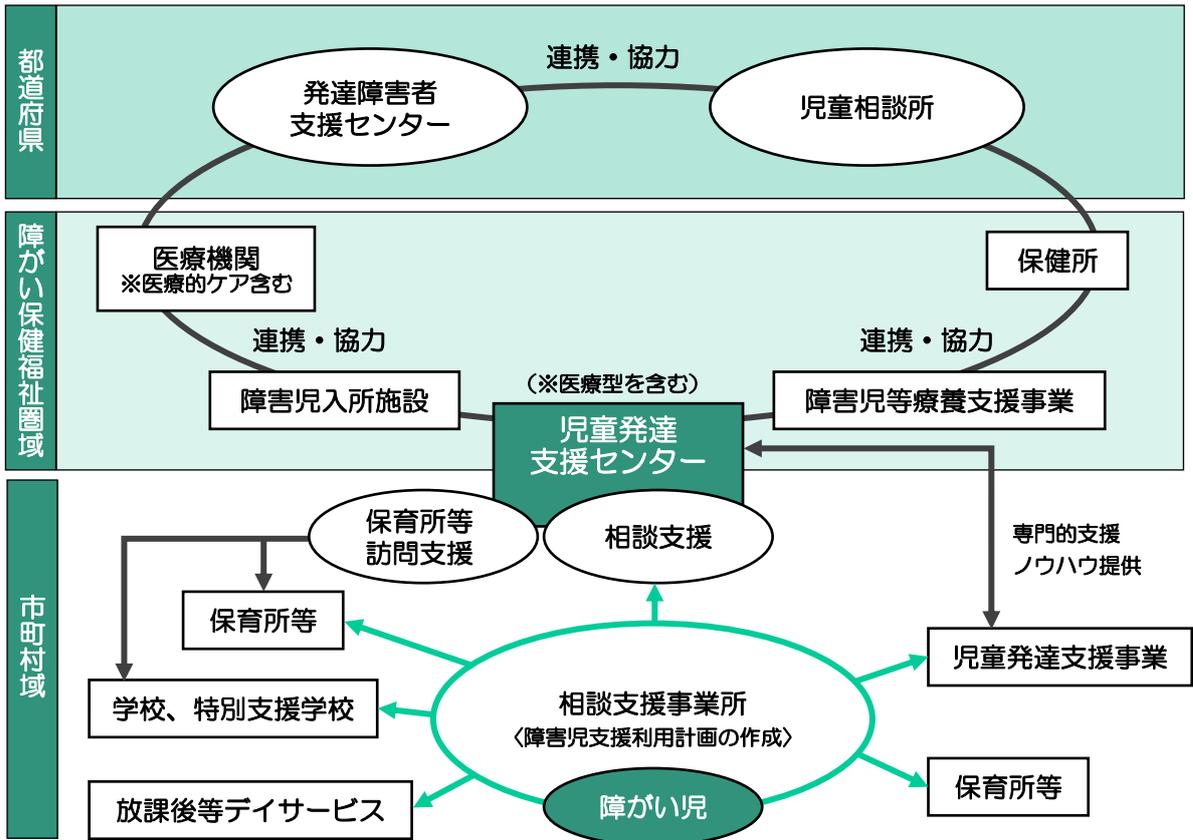
②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本指針>

令和5年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村に少なくとも1箇所以上確保することを目指す。

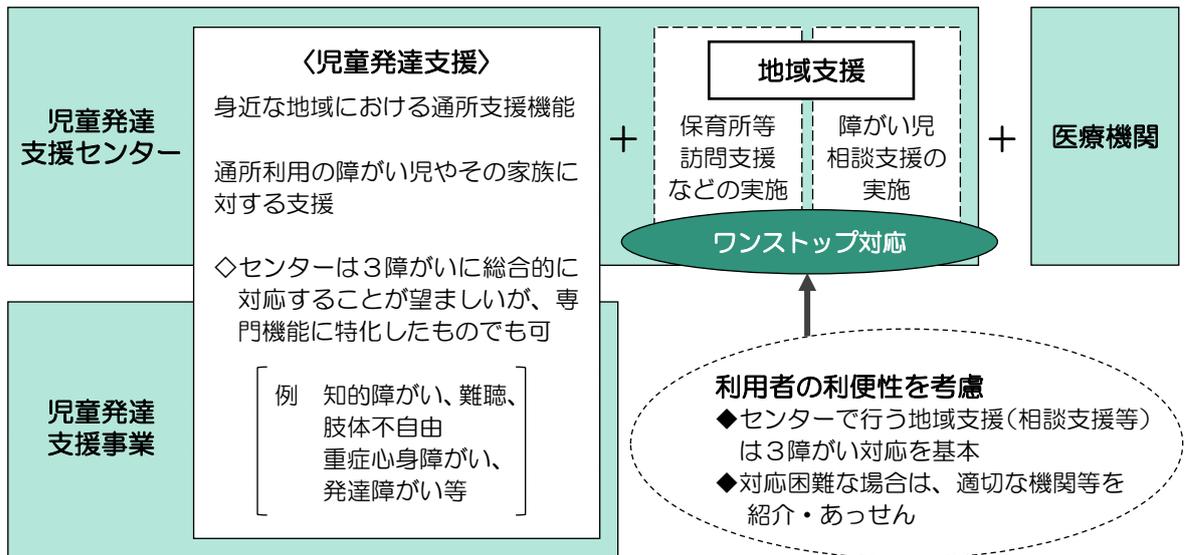
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
児童発達支援事業所	1箇所	1箇所	2箇所	
放課後等デイサービス事業所	1箇所	1箇所	2箇所	

＜地域における児童発達支援センターを中心とした支援体制＞



出典：厚生労働省

＜児童発達支援センターと児童発達支援事業の違い＞



出典：厚生労働省

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

令和5年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを目指す。

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備 考
協議の場の設置	設置	設置	設置	分野に応じて、市及び圏域単位で設置予定
コーディネーターの配置	配置	配置	配置	

(6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者及びその家族への支援が重要であることから、保護者が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい及びその家族に対する支援体制を確保することが重要となります。

国の基本指針に基づき、発達障がい者に対する支援を推進します。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数

<国の基本指針>

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数を見込むこと。

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備 考
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数	1	1	1	

②ペアレントメンターの人数

<国の基本指針>

ペアレントメンターの人数を見込むこと。

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備 考
ペアレントメンターの人数	1	1	1	

③ピアサポート活動への参加人数

<国の基本指針>

ピアサポートの活動への参加人数を見込むこと。

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備 考
ピアサポートの活動への参加人数	2	3	4	

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

第6期では、国の基本指針に基づき、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を構築します。

<国の基本指針>

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを目指す。

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備 考
総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有	有	有	
相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	15	15	15	
相談支援事業者の人材育成の支援件数	6	6	6	
相談機関との連携強化の取組の実施回数	6	6	6	

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

第6期では、国の基本指針に基づき、障害福祉サービス等の質に向けた取組の実施体制を構築します。

<国の基本指針>

令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを目指す。

区 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	備 考
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	1	2	2	
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及び実施	有	有	有	
都道府県が実施する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及び共有	有	有	有	

3

障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、施設入所者の地域生活への移行を推進する上でも、必要不可欠なサービスです。

利用実績をみると、利用者数、利用量ともに増加傾向であるため、見込量については過去の利用実績からの伸び率に基づき数値目標を定めています。

サービス見込量の増加に伴い、サービス提供基盤の整備が求められます。また、こうした量的拡大とともに、質的な向上にも取り組んでいく必要があります。障がい者が利用しやすい状況を整えるため、利用ニーズの的確な把握と、事業者との継続的な協議や指導・助言等に努めます。

①居宅介護（ホームヘルプ）

住み慣れた地域で障がい者等が安心して生活できるよう、障がい者一人一人に適切な身体介護や家事援助等のホームヘルプサービスを提供することで、障がい者の地域での自立した生活を支援します。

今後の方策としては、安定したサービスが提供されるようになってきましたが、今後も、安定したサービス提供体制の確保が必要です。

訪問系サービスの中では最もニーズの多いサービスであるため、サービスを提供できる事業所の確保に努めるとともに、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者等に対して、居宅における入浴、排せつ、食事の介護などに加え、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスを提供することで、障がい者等の地域での生活を支援します。

平成26年4月1日の法改正により、対象がこれまでの重度の肢体不自由のある人に加えて、重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する、常時介護を要する人も対象となりました。

今後の方策としては、現在、利用者はいませんが、サービス提供事業者の人材確保やサービスの周知が必要となります。

サービス提供事業所に対して、人材の確保及び質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動を支援します。

今後の方策としては、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスであるため、今後、介護保険と併給で利用する65歳以上の視覚障がいのある人が増加することも予想されます。サービスに関する周知を行うとともに、障がいの状態に適切に対応できるサービス提供事業所の確保に努めます。

④行動援護

自己判断能力が制限されている知的障がい者及び精神障がい者等が、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、移動中の介護等を行い、障がい者等が地域社会で自立できるよう支援します。

今後の方策としては、地域生活支援事業の移動支援事業を代替的に利用する利用者が多いと考えられることや、事業所が少ないことが、利用が増えない理由と考えられるため、サービス対象者に制度の周知を進めながら、移動支援事業等の他のサービスとの調整を図り、支給決定を行うとともに、サービス提供事業所の確保に努めます。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護の必要性が著しく高い重度の障がい者等に対して、障がい者等の心身の状態、介護者の状況、居住の状況等を総合的に勘案して個別に自立支援計画を作成し、その計画に基づき障害福祉サービスを複数組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

今後の方策としては、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、サービスの利用が進まない要因を分析することや、このサービスについて情報収集をすることなどを検討します。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：時間/月、人/月)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等 包括支援	見 込 量	利用量	750	800	910	600	630	660
		利用者数	65	68	72	63	66	69
	実 績 値	利用量	521	547	570			
		利用者数	56	57	60			
	達 成 率	利用量	69.5%	68.4%	62.6%			
		利用者数	86.2%	83.8%	83.3%			

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

このサービスは、常時介護が必要な障がい者に対して、昼間、施設において、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の支援を行うとともに、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供することにより、障がい者の身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るものです。

利用者のニーズは高く、今後も増加傾向にあり、各年度2人ずつの増加を見込んでいます。

今後の方策としては、現在郡内外の事業所で受け入れを実施していますが、更に、サービス供給量の確保に取り組んでいく必要があります。

地域生活を支えるためにも、今後も利用者が希望するサービスを安定して提供できるようサービス提供事業所の拡充に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
生活介護	見 込 量	利用量	3,272	3,310	3,348	3,268	3,306	3,344
		利用者数	173	175	177	174	176	178
	実 績 値	利用量	3,160	3,209	3,230			
		利用者数	171	170	172			
	達 成 率	利用量	96.6%	96.9%	96.5%			
		利用者数	98.8%	97.1%	97.2%			

②自立訓練（機能訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、身体機能・生活能力の維持・向上が必要な身体障がい者に対して、一定期間、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーションや家事等の訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを提供できる事業所は、県内に1箇所しかいないため、大幅な増加は見込めず、各年度1人ずつの見込数値を設定しています。

今後の方策としては、サービス利用希望に適切に対応できるよう、サービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、適切にサービスが提供できるよう事業所との連携に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 (機能訓練)	見 込 量	利用量	10	10	10	10	10	10
		利用者数	1	1	1	1	1	1
	実 績 値	利用量	0	0	0			
		利用者数	0	0	0			
	達 成 率	利用量	0.0%	0.0%	0.0%			
		利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

③自立訓練（生活訓練）

このサービスは、地域において自立した生活を送るために、生活能力の維持・向上が必要な知的障がい者又は精神障がい者に対して、一定期間、日常生活能力を向上させるための訓練、日常生活上の相談支援、就労移行支援事業所等の関係サービス機関との連携調整等を行い、地域生活への移行に向けた支援を行うものです。

入所施設・病院からの通所・退院者や特別支援学校からの卒業生等の地域生活への円滑な移行や地域生活の維持のためには不可欠な事業ですが、郡内にはサービスを提供する事業所はなく、利用実績もほとんどないことから、各年度1人ずつの見込数値を設定しています。

今後の方策としては、サービスの利用希望が生じたときに適切に提供できるようにサービス提供事業所の確保が課題です。

現在、利用者はいませんが、今後もサービス提供事業所の確保に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第5期利用実績 （令和2年度は実績見込）			第6期見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立訓練 （生活訓練）	見 込 量	利用量	22	22	22	22	22
		利用者数	1	1	1	1	1
	実 績 値	利用量	0	0	0		
		利用者数	0	0	0		
	達 成 率	利用量	0.0%	0.0%	0.0%		
		利用者数	0.0%	0.0%	0.0%		

④就労移行支援

このサービスは、一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

障がい者の自立の面からも必要な事業ですが、郡内の事業所が少ないため、郡外を含めた利用調整が必要となります。地域生活への移行の推進にともない増加が見込まれ、各年度1人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、今後の特別支援学校卒業生や地域移行推進による利用希望者の増加に対応するため、サービス提供事業所と連携して、定員の増加を図るなど、提供体制の確保に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労移行支援	見 込 量	利用量	265	283	301	233	248	263
		利用者数	16	18	20	13	14	15
	実 績 値	利用量	209	203	218			
		利用者数	12	11	12			
	達 成 率	利用量	78.9%	71.7%	72.4%			
		利用者数	75.0%	61.1%	60.0%			

⑤就労継続支援A型（雇用型）

このサービスは、一般企業等に就労することが困難な障がい者に対して、事業所において雇用契約に基づく生産活動やその他の活動機会を提供し、一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労への移行に向けた支援を行うものです。

このサービスを行う事業所は、平成29年度は市内に1箇所しかありませんでしたが、令和2年には市内3箇所に増えています。今後も就労を希望する利用者の増加が見込まれるため、各年度5人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、潜在的なニーズはあるものと推察されますが、サービス提供事業所が少ないことなどが課題となっています。

今後、サービス利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所、関係機関との連携・調整を図ります。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第5期利用実績 （令和2年度は実績見込）			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
就労継続支援 A型	見 込 量	利用量	584	638	692	935	1,020	1,105
		利用者数	33	36	39	55	60	65
	実 績 値	利用量	548	765	850			
		利用者数	31	45	50			
	達 成 率	利用量	93.8%	119.9%	122.8%			
		利用者数	93.9%	125.0%	128.2%			

⑥就労継続支援B型（非雇用型）

このサービスは、障がい者に対して、就労の機会や生産活動の機会を提供し、知識・能力が高まった障がい者については、段階的に就労への移行に向けた支援を行うものです。

利用者については年々増加傾向にあります。利用者のニーズは高く、新規の利用者の増加とともに、利用が長期化する傾向がみられます。郡内の事業所はほぼ満員の状態ですが、利用者が年々増加傾向にあり、今後は、各年度5人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、今後の特別支援学校卒業生などによる利用者の増加に対応するため、サービス提供事業所に対して、新規参入や利用定員の増加を働きかけていきます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
就労継続支援 B型	見 込 量	利用量	2,660	2,779	2,898	3,060	3,145	3,230
		利用者数	152	159	166	170	175	180
	実 績 値	利用量	2,830	2,890	2,975			
		利用者数	160	161	166			
	達 成 率	利用量	106.4%	104.0%	102.7%			
		利用者数	105.3%	101.3%	100.0%			

⑦就労定着支援

このサービスは、就労移行支援等を利用し一般企業等に就労した方に、就労定着支援事業所の方が職場・家族・関係機関への連絡調整を行ったり、職場や自宅に訪問し、生活リズムや体調等の指導や助言等を行ったりすることで、環境の変化に適應できるよう支援を行うものです。

見込量については、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の過去の実績を踏まえて一般就労に移行した人数を勘案して見込数値を設定しています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
就労定着支援	見 込 量	利用者数	3	4	5	3	4	5
	実 績 値	利用者数	1	2	3			
	達 成 率	利用者数	33.3%	50.0%	60.0%			

⑧療養介護

このサービスは、医療及び常時の介護を必要とする障がい者等に対して、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的介護、及び日常生活の世話をを行い、身体能力、日常生活能力の維持・向上を図り、障がい者の社会参加の支援を行うものです。

今後の方策としては、該当となる対象施設は重症心身障害児施設、指定医療機関等であり、医療及び介護が必要となった場合に、このサービスを利用することとなります。児童福祉法等の改正に伴い、平成24年度からは、18歳以上の重症心身障害児施設等の入所者も療養介護の対象となり、令和2年度は、月6人の利用がありました。今後も施設及び医療機関と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
療養介護	見 込 量	利用者数	6	7	7	6	7	7
	実 績 値	利用者数	6	6	6			
	達 成 率	利用者数	100.0%	85.7%	85.7%			

◎短期入所（ショートステイ）

このサービスは、障がい者等の家庭における介護が、家族の急病や冠婚葬祭などで一時的に困難になった場合、障がい者等を施設などへ短期間入所させ、入浴、排せつ、食事の介護等必要な支援を行うものです。

今後、地域生活への移行の推進とともに、介護者の負担軽減や緊急時の対応を図ることが必要となることから利用者の増加が見込まれますが、芳賀郡内で利用できる施設が少ない状況です。今後は、各年度5人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、本サービスの利用意向は高いことから、利用支援を行うとともに、施設との連携、調整に努めます。また、サービス提供事業所の定員の増加を促進するとともに、指定施設との連絡調整を密にし、緊急時の対応ができるよう努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第5期利用実績 （令和2年度は実績見込）			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
短期入所	見 込 量	利用量	172	184	196	135	140	145
		利用者数	33	35	37	30	35	40
	実 績 値	利用量	136	128	130			
		利用者数	27	22	25			
	達 成 率	利用量	79.1%	69.6%	66.3%			
		利用者数	81.8%	62.9%	67.6%			

(3) 居住系サービス

①自立生活援助

このサービスは、障がい者本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定期間にわたり定期的な巡回訪問や食事や掃除、地域住民との関係性の確認等を行うものです。また、定期的な訪問以外に、電話やメール等で随時相談を行えるものです。

見込量については、施設入所支援や共同生活援助からの単身生活への移行者数の実績及び地域移行支援や地域定着支援の利用者数を勘案して見込数値を設定しています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
自立生活援助	見 込 量	利用者数	1	2	3	1	2	3
	実 績 値	利用者数	0	0	0			
	達 成 率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

②共同生活援助（グループホーム）

このサービス対象者は、今後、施設・病院等から地域生活への移行の推進により増加が見込まれ、また、地域生活を支援していくために不可欠なサービスです。

市内のグループホームは4箇所です。常に満員の状態にあり、市外のグループホームに入居する方が増加しています。見込量については、これまでの利用実績と地域生活移行者の推進を踏まえ数値を設定しています。

今後の方策としては、就労している又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障がい者又は精神障がい者等に対し、家事等の日常生活上の支援や日常生活の相談支援、日中活動における事業所等の関係機関との連絡調整を行うことで、身近な地域において自立した日常生活を送ることができるよう支援します。

また、精神障がいのある人等の退院促進・地域移行を進めていくためにも、サービス提供事業所の増加が期待されます。地域生活への移行がスムーズに進められるよう、サービス提供事業所との連携に努めます。

新規のグループホームの開設については、障がいのある人等が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、関係機関などと検討しながら、事業者等に働きかけていきます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人/月）

区 分		第5期利用実績 （令和2年度は実績見込）			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
共同生活援助	見 込 量	利用者数	64	66	68	80	85	90
	実 績 値	利用者数	63	69	75			
	達 成 率	利用者数	98.4%	104.5%	110.3%			

③施設入所支援

このサービスは、夜間において介護が必要な障がい者や生活介護又は自立訓練若しくは就労移行支援を利用している通所が困難な障がい者に対して、居住の場を提供するとともに、入浴、排せつ、食事の介護や日常生活上の相談支援等を行い、安定して日常生活が営めるよう支援を行うものです。

見込量については、実績をもとに施設入所から地域生活への移行の目標値を考慮し、見込数値を設定しています。

今後の方策としては、施設入所が必要な障がいのある人のニーズを把握し、適切な施設との連携及び入所調整を進めるとともに、地域での生活が可能な人については、その移行を支援します。

なお、目標値として、施設入所数の削減を掲げていることから、入所定員の増加は見込めないため、入所者の地域移行の促進を図り、定員に空きが出たところへニーズのある障がい者を入所させる対応が想定されます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
施設入所支援	見 込 量	利用者数	76	75	74	70	69	68
	実 績 値	利用者数	73	72	71			
	達 成 率	利用者数	96.1%	96.0%	95.9%			

(4) 相談支援サービス

①計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

計画相談支援は、主に、自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難な障がい者等を対象に、サービスの利用プラン作成や総合的相談を行うものです。令和3年度以降も障害福祉サービス利用者や地域相談支援利用者全てに提供できるよう、支援相談員数の増加見込みを考慮しながら計画的に進めていきます。

地域移行支援は、障害者支援施設に入所している障がい者や精神科に入院している精神障がい者に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談・障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。

地域定着支援は、単身者あるいは家庭の状況により同居している家族に支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等を行います。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
計画相談支援	見込量	利用者数	60	65	70	90	95	100
	実績値	利用者数	65	77	85			
	達成率	利用者数	108.3%	118.5%	121.4%			
地域移行支援	見込量	利用者数	1	2	3	2	3	4
	実績値	利用者数	0	1	1			
	達成率	利用者数	0.0%	50.0%	33.3%			
地域定着支援	見込量	利用者数	4	5	6	3	4	5
	実績値	利用者数	2	2	2			
	達成率	利用者数	50.0%	40.0%	33.3%			

(5) 自立支援医療

①自立支援医療

自立支援医療である更生医療、育成医療、精神通院医療では、対象となる障がい者に対して、心身の障がいの状態を軽減し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように医療費の給付を行います。

指定の医療機関で医療を受けた場合、原則として医療費の1割と入院時の食費が自己負担となりますが、低所得世帯や病状が「重度かつ継続」となる方については、所得に応じた月額負担上限額を設けて、障がい者に対する適正医療の普及に努めます。

なお、精神通院医療については、県が実施主体となっています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
更生医療	見込量	利用者数	320	330	340	305	310	315
	実績値	利用者数	293	288	300			
	達成率	利用者数	91.6%	87.3%	88.2%			
育成医療	見込量	利用者数	45	45	45	30	30	30
	実績値	利用者数	25	18	25			
	達成率	利用者数	55.6%	40.0%	55.6%			

(6) 補装具

①補装具

平成 18 年から現物給付から補装具費の支給に変更となり、原則 1 割が自己負担となりましたが、所得に応じて一定の負担上限が設けられています。

補装具は、身体の欠損又は失われた身体機能を補完、代替するもの、かつ長期間にわたり継続して使用されるもので、それぞれの障がい者に対応して設計、加工するものであるため、購入・修理の際には、今後も障がいに適合した補装具の支給に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
補装具	見 込 量	利用者数	146	150	154	136	140	144
	実 績 値	利用者数	121	108	113			
	達 成 率	利用者数	82.9%	72.0%	73.4%			

(7) 障害児通所支援

①児童発達支援

地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うものです。

就学前の児童に対する療育の重要性から、利用ニーズが増加しており、市内でサービスを提供する事業所数も、平成26年度末の2事業所から、令和2年度は7事業所（内1事業所は休止中）に増加しています。令和3年度以降は、各年度3人増で見込数値を設定しています。

今後の方策としては、児童発達支援事業を実施する事業者により、新たな事業所が増加してきたため、潜在的なニーズが満たされていると推測されます。今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援	見 込 量	利用量	400	430	460	830	855	864
		利用者数	63	68	73	110	113	116
	実 績 値	利用量	544	659	790			
		利用者数	78	84	100			
	達 成 率	利用量	136.0%	153.3%	171.7%			
		利用者数	123.8%	123.5%	137.0%			

②医療型児童発達支援

肢体の不自由な児童が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うものです。

利用者については、現時点で増加の見込みはありませんが、令和5年度に2人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、利用希望があった場合は、サービスを提供する事業所（医療機関）と連携し、障がい児が医学的な管理のもとで必要な療育を受けられるよう対応していきます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人日/月、人/月）

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
医療型 児童発達支援	見 込 量	利用量	20	20	30	20	20	20
		利用者数	2	2	3	2	2	2
	実 績 値	利用量	0	0	10			
		利用者数	0	0	1			
	達 成 率	利用量	0.0%	0.0%	33.3%			
		利用者数	0.0%	0.0%	33.3%			

③放課後等デイサービス

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。

就学児の放課後や休暇期間中の居場所として、極めてニーズが高く、近年、利用者が急増しているサービスです。これに合わせて、市内でサービスを提供する事業所数も、平成26年度末の2事業所から、令和2年度は13事業所に増加しています。今後も利用者は増加すると見込んでいますが、潜在的ニーズが安定し、児童数が減少することを勘案し、令和5年度で利用者251人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、放課後等デイサービス事業を実施する事業者により、新たな事業所が増加していますが、まだ潜在的なニーズは存在すると推測されます。

このサービスには、障がいのある児童を介護する親・家族などのレスパイトケア（家族等に代わり一時的にケアを代替することで、日々の疲れ等をリフレッシュしてもらう家族支援サービス）としての役割もあることから、利用量の増加が見込まれます。

今後は、サービス提供事業所に対して、より質の高いサービスを提供できるよう働きかけていきます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
放課後等デイ サービス	見 込 量	利用量	1,980	2,160	2,160	2,930	3,020	3,050
		利用者数	132	144	144	241	249	251
	実 績 値	利用量	2,037	2,387	2,792			
		利用者数	168	201	230			
	達 成 率	利用量	102.9%	110.5%	129.3%			
		利用者数	127.3%	139.6%	159.7%			

④保育所等訪問支援

保育所等を現在利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、「保育所等訪問支援」を提供することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

現在、サービスを提供する事業所は市内に1箇所のみであり、過去の利用実績と令和5年度までに全ての市町村で保育所等訪問支援が利用できるようにする目標を考慮し、令和5年度に利用者4人を見込数値として設定しています。

今後の方策としては、サービス提供事業所を確保できるよう働きかけながら、利用希望があった場合は、保護者等の希望を踏まえ、個別支援計画を作成し、障がいのある児童が集団の中で、より過ごしやすくなるための支援が行われるよう、訪問先施設との連携を図っていきます。令和5年度までに、児童発達支援センターの設置と併せて、市内への事業所設置を検討していきます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用量	2	2	3	3	3	4
		利用者数	2	2	3	3	3	4
	実 績 値	利用量	2	1	2			
		利用者数	2	1	2			
	達 成 率	利用量	100.0%	50.0%	66.7%			
		利用者数	100.0%	50.0%	66.7%			

(8) 居宅訪問型児童発達支援

①居宅訪問型児童発達支援

障がい児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられていたため、これまで通所支援の充実を図ってきました。現状では、重度の障がい等のために外出が著しく困難な障がい児が発達支援を受けられなかったため、重度の障がい等の状態にある障がい児の居宅を訪問により発達支援を行います。

見込量については、重度の障がい児であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが困難な障がい児を訪問看護等の利用者数から勘案し、令和5年度に利用者3人を見込数値として設定しています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人日/月、人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
居宅訪問型児童発達支援	見込量	利用量	24	24	32	16	16	24
		利用者数	3	3	4	2	2	3
	実績値	利用量	0	0	8			
		利用者数	0	0	1			
	達成率	利用量	0.0%	0.0%	25.0%			
		利用者数	0.0%	0.0%	25.0%			

(9) 障害児相談支援

①障害児相談支援

障害児支援利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うものです。

障害児通所支援の利用者の急増にともない、障害児支援利用計画が必要になるため、利用者も増加しています。今後も増加が見込まれるため、令和5年度に利用者70人で見込数値を設定しています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
障害児相談支援	見 込 量	利用者数	55	60	65	67	69	70
	実 績 値	利用者数	49	56	65			
	達 成 率	利用者数	89.1%	93.3%	100.0%			

②医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担っています。

国の基本指針においては、医療的ケア児のための関係機関の協議の場を平成30年度中に各市町村に設置することになっており、コーディネーターについては、平成30年度に県の実施する養成研修を終了した者を、令和元年度から1人配置しています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
コーディネーター配置人数	見込量	配置人数	0	1	1	1	1	1
	実績値	配置人数	1	1	1			
	達成率	配置人数		100.0%	100.0%			

4

地域生活支援事業の見込量と今後の方策

第3章、「3障害福祉サービス等の体系（43 ページ）」に基づき、地域支援事業の見込量と今後の取組を定めます。

（1）理解促進研修・啓発事業

障がいのある方に対する理解を深めるための催し物の開催、啓発活動などを行っています。

- ・ 広報もおか、ウイークリーニュースもおかななどでの啓発記事の掲載
- ・ 「障害者週間」12月3日～9日

（2）自発的活動支援事業

障がいのある方、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

（3）相談支援事業

障がい者や家族等の相談に対する支援体制の充実や障がい者の自立と社会参加を促進するため、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用を図るため、平成28年度から真岡市障害児者相談支援センターを設置し、芳賀郡4町の相談支援センターと連携して支援にあたっています。

さらには総合的・専門的な相談の実施や地域における相談支援体制の整備や社会資源の活用、権利擁護や虐待防止など、広く障がい者情報提供等の実施に必要な相談支援活動の拠点として、平成30年度から地域の相談支援体制の中核となる機能を追加した基幹相談支援センターを実施しています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：件)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
相談支援事業	見込量	630	660	690	2,500	2,500	2,500
	実績値	1,393	2,414	2,500			
	達成率	221.1%	365.8%	362.3%			

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用などの観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援する事業です。今後、この事業を通してこれらの障がい者の権利擁護を図るよう努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：人)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	2	3	4	2	3	4
	実績値	3	0	1			
	達成率	150.0%	0.0%	25.0%			

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣する事業を実施します。

情報の取得が困難な人が、日常生活の中での確に情報提供を受けられるよう、とちぎ視聴覚障害者情報センターに委託するなど、障がい者のニーズに応じた手話通訳者や要約筆記奉仕員の確保に努め、事業の充実に努めます。

手話を用いて聴覚障がいのある人とのコミュニケーションを図る手話通訳者を配置する手話通訳者設置事業については、月2回（毎月第2火曜日と第4水曜日の午前中）、手話通訳者を配置しています。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人）

区 分		第5期利用実績 （令和2年度は実績見込）			第6期見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣事業	見込量	13	14	15	15	15	15
	実績値	12	8	7			
	達成率	92.3%	57.1%	46.7%			
手話通訳者設置事業	見込量	44	48	52	56	60	64
	実績値	48	53	58			
	達成率	109.1%	110.4%	111.5%			

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者に対して、自立生活支援用具等6種類の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、障がい者の自立した生活と社会参加を支援します。

今後も、障がい者の多様化するニーズに対応した用具の提供ができるよう、情報収集や制度の周知に努めるなど、事業の充実に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
日常生活用具給付事業	介護訓練支援用具	見 込 量	5	5	5	6	6	6
	自立生活支援用具		10	11	12	9	10	11
	在宅療養等支援用具		8	8	8	8	8	8
	情報・意思疎通支援用具		12	13	14	9	10	11
	排泄管理支援用具		1,470	1,500	1,530	1,500	1,530	1,560
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	1	1	2	2	2
	計		1,506	1,538	1,570	1,534	1,566	1,598
	介護訓練支援用具	実 績 値	4	5	6			
	自立生活支援用具		12	6	8			
	在宅療養等支援用具		9	6	7			
	情報・意思疎通支援用具		10	8	9			
	排泄管理支援用具		1,313	1,449	1,479			
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		1	2	2			
	計		1,349	1,476	1,511			
	介護訓練支援用具	達 成 率	80.0%	100.0%	120.0%			
	自立生活支援用具		120.0%	54.5%	66.7%			
	在宅療養等支援用具		112.5%	75.0%	87.5%			
	情報・意思疎通支援用具		83.3%	61.5%	64.3%			
	排泄管理支援用具		89.3%	96.6%	96.7%			
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		100.0%	200.0%	200.0%			
	計		89.6%	96.0%	96.2%			

（８）手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を引き続き行っていきます。

（９）移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、外出のための支援を行い、自立した生活や社会参加を促進していきます。

移動支援の形態としては、マンツーマンによる個別支援型と複数の障がい者を同時に支援するグループ支援型があります。

今後、障がいのある人が、社会の様々な分野により積極的に参画し、生きがいをもって生活できるよう、事業の充実に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

（単位：人、時間）

区 分		第5期利用実績 （令和2年度は実績見込）			第6期見込量			
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
移動支援事業	見 込 量	利用者数	52	55	58	60	62	64
		時間数	2,900	2,950	3,000	3,250	3,300	3,350
	実 績 値	利用者数	45	53	58			
		時間数	2,785	3,094	3,156			
	達 成 率	利用者数	86.5%	96.4%	100.0%			
		時間数	96.0%	104.9%	105.2%			

(10) 地域活動支援センター

障がい者の通所により、創作的活動の機会を提供するとともに社会参加及び交流の促進を図り、障がい者の自立に向けた取組を推進します。

障がい者の創作的活動の機会を提供するため、県に届出をした事業者に委託し、潜在的な障がい者のニーズに対応できるよう更なる充実に努めます。

【第5期見込量、実績値、達成率・第6期見込量】

(単位：箇所、人/月)

区 分			第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
			平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
地域活動支援 センター (自市町分)	見 込 量	箇所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	10	12	14	20	24	28
	実 績 値	箇所数	1	1	1			
		利用者数	15	16	17			
	達 成 率	箇所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	150.0%	133.3%	121.4%			
地域活動支援 センター (他市町分)	見 込 量	箇所数	1	1	1	2	2	2
		利用者数	24	24	24	22	23	24
	実 績 値	箇所数	2	2	2			
		利用者数	18	20	20			
	達 成 率	箇所数	200.0%	200.0%	200.0%			
		利用者数	75.0%	83.3%	83.3%			

(11) その他の事業

①日中一時支援事業

障がい者等に対して日中の活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息や負担の軽減を図るとともに、障がい者等の社会適応訓練等の支援を行います。

今後、さらに利用者数の増加が見込まれるため、障がい者等のニーズに適切に対応できるよう努めます。

②福祉ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者を対象として、低額な料金で居室その他の設備を提供し、障がい者の地域生活を支援するため、県に届出をした事業者に委託し、障がい者が地域で自立した生活ができるよう努めます。

③自動車運転免許取得費用の助成

身体障がい者が、就労等社会参加のために、公安委員会の指定する自動車教習所等で自動車運転免許を取得する場合、取得に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

④自動車改造費用の助成

重度の身体障がい者が、就労等社会参加のために自ら運転する自動車のハンドル、ブレーキ、アクセルなどを改造する場合、改造に要した費用の一部を助成する事業の推進に努めます。

⑤生活サポート事業

介護給付支給決定者以外の障がい者について、日常生活に関する支援や家事に対する必要な支援を行うことにより、障がい者の地域での自立した生活を推進します。今後、利用者への支援の必要性の変化に応じたサービス提供を行い、自立生活の助長に努めます。

⑥訪問入浴サービス事業

訪問による居宅においての入浴サービスを事業者へ委託し、身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持などの支援を行います。

今後、潜在的なニーズが見込まれることから、制度の周知等に努めます。

⑦居室確保事業

緊急一時的宿泊や地域での一人暮らしに向けた体験的宿泊を提供するための居室の確保に努めます。

【第5期実績値・第6期見込量】

(単位：箇所、人)

区 分		第5期利用実績 (令和2年度は実績見込)			第6期見込量		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
日中一時支援事業	箇所数	22	27	27	27	28	29
	利用者数	77	74	77	79	82	84
福祉ホーム	箇所数	1	1	2	2	2	2
	利用者数	1	1	2	2	2	2
自動車運転免許取得費用の助成	利用者数	0	0	1	1	1	1
自動車改造費用の助成	利用者数	3	1	2	1	1	2
生活サポート事業	箇所数	0	0	1	1	1	1
	利用者数	0	0	1	1	1	1
訪問入浴サービス事業	箇所数	2	2	2	2	2	2
	利用者数	3	3	4	5	5	5
居室確保事業	箇所数	0	4	4	4	4	4
	利用者数	0	0	5	5	5	5

第 6 章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 市民、関係団体等との連携

本計画を推進していくためには、市民一人一人が障がいや障がい者への理解を深め、お互いを尊重し合う意識を高めることが必要です。この計画を進めるために市をはじめとして、障がい者や家族等介護者を含め広く市民の皆様、地域、企業、関係団体、関係機関と相互に連携協力し、総合的に取り組んでいきます。

(2) 計画の進行管理

本計画の円滑な推進を図るため、必要に応じて計画の見直しを検討します。評価のシステムとしては、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の着実な推進に努めます。

